

第4編 中小企業などの知的財産活用能力の向上

第1章 中小企業の知的財産取引・金融の活性化

第1節 概観

産業財産政策局 産業財産活用課 技術書記官 キム・ジュンギョン

韓国は2010年米国、日本、カナダに続いて特許登録100万件を突破し、2013年基準で国内及び国際出願実績が其々4位と5位を記録して知的財産の創出においてはIP5(特許先進5カ国)に相応しい成長を成し遂げ、標準特許保有順位でも世界6位を占めて知的財産の質的な面でも着実に成長している。対内的には2011年知識財産基本法を制定するとともに国家知識財産委員会を大統領直属に設置することで、政府レベルの知的財産政策推進体系も構築した。このように韓国経済は最近急速に知識基盤経済へ突入しつつある。

また、最近多様な形態の特許管理専門会社が出現して活動領域を広げているが、知的財産が実現された製品を生産・販売して価値を実現する活用形態から知的財産からキャッシュフローを創り出す直接的な収益化戦略へとビジネスモデルが変わるなど、知的財産市場の構造的な変化をもたらしている。²⁶

このような状況の中で政府は第1国政目標として「雇用中心の創造経済」を掲げた。雇用創出の鍵であるグローバル競争力を備えた中小企業を通じて創造経済を実現するという計画である。そのためには活用価値の高い高品質の知的財産を創出し、創出された知的財産を保護しつつ積極的な活用を通じて付加価値を創出する知的財産好循環システムの構築が必要である。

これまでは政府調達、課題など各種政府支援政策を通じて中小企業の知的財産創出を誘引してきたが、これからは「創出された知的財産を如何に活用するのか? 如何なる戦略で事業化を通じて価値を生み出していくのか?」という側面から、創出された

²⁶ チェ・チョル、IP金融を見つめる転換期的な観点、IP Insight Vol2(3)、4ページ、2013.9

知的財産が企業成長のエンジンとして作用するように支援することで雇用創出及び創造経済の実現に寄与させる政策を講じるため力を入れている。

2012年、2013年「知的財産活動実態調査」の結果によれば、中小企業にとって事業化における最も大きな問題は専門人材及び資金不足であることがわかった。物的担保は不足しているものの優秀な知的財産権など技術を保有している中小企業が知的財産権だけで資金が調達できる機会を拡大するため、2012年知的財産を担保に資金確保の手段として活用できるように「動産・債権などの担保に関する法律」が施行された。2013年には既存の保証、投資用評価支援とともに担保貸出のための評価費用支援を本格的に施行した。特許庁は自ら事業化能力を高められるように企業の知的財産戦略樹立を支援するとともに、創出された優秀な知的財産が眠ることなく事業化につながるように技術取引市場を活性化し、国有特許の活用方策構築及び職務発明に対する認識向上など多様な活用政策を樹立するなど、創造経済の中心的な役割を担当する知的財産中心の中小企業を育成するため持続的に支援する予定である。

第2節 優秀な知的財産権の創出・活用に向けたインフラの拡大

1. 需要者中心の特許技術取引システムの運営

産業財産政策局 産業財産活用課 行政事務官 イ・ハンギュ

イ. 推進背景及び概要

国家経済成長の鍵が有形資産から技術など無形資産にシフトしつつあり、企業の価値においても無形資産が占める割合が持続的に増加している。それによって国家の持続可能な成長のためには、核心技術開発のためのR&D投資と開発された技術に対する特許権を確保してビジネスに活用することで収益を生み出すことが重要である。しかし、熾烈な技術革新競争によって技術ライフサイクルが短くなっているのに対して、技術の融・複合化による技術開発の所要時間や費用は増加するなど技術革新環境は益々悪化しつつある。このような環境の中で競争優位を確保するためには外部技術を導入して技術開発に必要な時間と費用を節減し、活用されない技術はライセンスングして活用する開放型技術革新が求められている。

特許庁は、特許技術の活用促進及び開放型技術革新を支援するため、オン・オフラインを通じた特許技術取引を支援しており、韓国の発明志向の伝統と創意的なアイデアを権利化・事業化につなげ、国家知的財産の保護及び事業化支援システムの構築に積極的に乗り出している。

ロ. 推進内容及び成果

情報技術(Information Technology)と電子商取引の発達は産業の生産性を画期的に高め、顧客により便利で有用なサービスを提供するのはもちろん、政治・経済・社会・文化など全分野において新しいスタイルへの変化を促している。

2000年4月に情報技術を活用して取引情報の交換及び提供を通じて技術取引が活性

化できるように特許技術取引情報システム (<http://www.ipmarket.or.kr>) をオープンした。

2009年からは技術取引と関連する情報のアクセシビリティを強化するため、個別的に運営していた技術取引情報サイトを連携して現在4万件余りの移転希望技術DBを含めて計24万件余りの技術情報DBを構築している。

知的財産取引情報システムに会員として加入した利用者には「最新技術取引ニュース」、「移転対象の国有特許情報」、「関連政府支援事業情報」などをメールを通じて提供している。特に、技術取引において主な障害要因となっている適正技術料の算定をより合理的に算出できるように、関心技術と類似した技術の過去取引類型、技術料などを検索・照会できる「技術取引事例検索機能」を構築・提供している。

<図IV-1-1> 知的財産取引情報システムのホームページ



技術取引の特性上、両当事者は取引を希望しても技術価値(取引価格)に対する不一致及び手続きの専門性など実際取引に成功するまではあらゆる障害要因が存在する。特許庁は特許取引専門官をソウル、光州、大邱、大田など全国主要地域に配置することで取引の成功を支援している。

特許取引専門官は個人、中小企業を対象に需要技術の調査、適正供給技術のマッチング、仲介交渉及び契約書の作成など技術取引全般に関する技術仲介サービスを無料で提供しているが、必要な場合はIP金融など技術事業化推進策に対する情報と相談まで提供している。

これまでオン・オフライン技術取引支援を通じて成功した技術移転状況を見ると、10年間計5,379件に達している。

＜表Ⅳ－1－1＞権利別技術移転の実績

(単位：件)

取引実績	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	計
特許	72	86	127	259	281	388	441	561	785	808	902	4,710
実用新案	26	24	39	39	55	34	36	32	44	32	37	398
デザイン	-	-	2	1	7	2	14	27	21	31	58	163
商標	-	-	-	-	-	-	8	13	13	18	11	63
その他*								3	11	12	19	45
計	98	110	168	299	343	424	499	636	874	901	1,027	5,379

* ノウハウ、ソフトウェアなど

＜表Ⅳ－1－2＞類型別技術移転の実績

(単位：件)

取引実績	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	合計
権利譲渡	19	3	32	26	43	62	89	82	101	120	147	724
実施許諾	79	107	136	273	300	362	410	554	773	781	880	4,655
計	98	110	168	299	343	424	499	636	874	901	1,027	5,379

21世紀知識基盤社会の到来とともに情報化の進展は技術の融・複合化とともに消費者の要求水準を高め、技術のサイクルが急激に短くしている。このような技術サイクルの短縮によって不必要な技術を売却したり、新しい技術を導入しようとする企業も

増えている。これは企業が独自開発による費用や時間のリスクを減らし、技術移転やライセンスを通じて迅速に技術を確認する、所謂オープンイノベーション(Open Innovation)を企業の技術経営戦略として採択していることを示唆している。

しかし、このような企業の需要にもかかわらず、国内の特許技術取引市場は少数の技術需要者と多数の技術供給者で構成される、需要と供給のインバランス構造になっているため、特許技術取引が活性化できていないのが現状である。また、技術供給者は市場の需要、すなわち需要者のニーズを無視した技術開発で未活用特許を量産し、需要企業の技術購買欲を低下させているものと見られる。

したがって、特許庁は国内技術取引市場の環境下では知的財産権創出の当事者である多数の供給者を中心とした特許技術移転マーケティングを支援するよりは、知的財産権活用の当事者である少数の技術需要者を中心とした特許技術移転マーケティングを支援した方がより効果的であると判断し、需要者が要求する技術内容を先に把握した後、それに適した供給技術を見つけ出す「需要者中心の技術取引」支援に力を入れている。2009年からは需要者中心の技術取引成功率をさらに高めると同時に民間技術取引機関の仲介能力を強化することを目的に、技術導入を計画している中小企業を対象に特許ポートフォリオ分析を通じた技術導入戦略樹立及び事業化資金の調達方策など特許技術導入から事業化に至るまで全般的な部分を担当民間取引機関から諮問を受けられる「特許技術取引コンサルティング」を支援している。

技術取引は特許権など無形資産を移転対象としているため、技術取引当事者間の情報非対称が問題になる場合が多い。合理的な技術仲介交渉を進めるためには、該当技術に対する優秀性を客観的に立証できる効果的な支援基盤作りが必要であり、2009年に「特許分析評価システム(SMART3)」を開発してこれに対する解決策を設けた。

特許分析評価システム(SMART3)は客観的かつ定量的な特許情報を活用して大量の特許を低費用、リアルタイムで評価し、技術購入者に供給技術に対する客観的な分析資料(技術性、権利性、活用性)を提供している。

2010年4月から国内に登録された特許を評価するサービスを開始した後、2011年には特許ポートフォリオ分析機能を追加的に開発し、2012年には米国登録特許に対する分析及び評価機能を追加して2013年3月からサービスを提供している。

2014年12月現在累積実績は259件の年間利用契約と25万1千件余りの利用実績を記録している。

<表IV-1-3>機関類型別の特許分析評価システム利用契約の実績

区分	民間技術取引機関/ 特許法人	企業	大学/ 公共研	公共機関	合計
2010	7	5	11	10	33
2011	12	4	16	11	43
2012	8	8	24	11	51
2013	10	3	30	18	61
2014	25	5	29	12	71
合計	62	25	110	62	259

<表IV-1-4>機関類型別の特許分析評価システムの利用実績

(単位：件)

区分	民間技術取引機関/ 特許法人	企業	大学/ 公共研	公共機関	個人	合計
2010	6,046	3,364	3,444	13,864	455	27,173
2011	9,727	5,558	6,982	11,336	139	33,742
2012	6,046	5,464	7,084	13,276	258	32,128
2013	11,073	4,721	10,611	18,984	354	45,743
2014	40,170	4,858	13,453	53,260	978	112,719
合計	73,062	23,965	41,574	110,720	2,184	251,505

ハ. 評価及び発展方向

国内知的財産取引市場は知的財産に対する認識不足、特許の品質、小さな市場規模など本質的な問題によって活性化されていないのが現状である。このような環境にもかかわらず特許庁のオン・オフラインを通じた特許技術取引支援の実績が持続的に増加している。これは長期的な観点から特許技術取引基盤を構築し、効率的な支援政策展開することで市場が拡大する可能性があることを示している。

今後特許庁は知的財産取引情報システムと特許取引専門官の連携を強化して有機的な支援体系を構築するとともに、他の技術取引機関及び事業との連携、需要技術の発掘拡大を通じて適材適所に必要技術が供給されるように支援する予定である。また、特許技術取引基盤を構築するため、国内外特許技術取引関係機関間の協力強化、特許取引専門家プールの構築・運営を通じたネットワークの強化、優秀事例の発掘及び関連情報の提供に向けたコンファレンスの開催で特許技術取引に対する認識を高める予定である。

2. 知的財産(IP)活用戦略の支援

産業財産政策局 産業財産活用課 工業主事 チョン・ヒョンテ

イ. 推進背景及び概要

特許庁は現在世界4位の特許出願国であるにも関わらず、慢性的な技術貿易収支赤字から脱していない状況である。これは特許の量的成長は成し遂げたものの、活用を通じた付加価値の創出能力は不足しているからである。特許庁は創意と革新の産物である知的財産を効率的に活用することで企業の付加価値を高め、それを再び投資に回す知的財産好循環体系を構築するよう支援している。

ロ. 推進内容及び成果

知的財産活用戦略支援はIP製品の革新及びIP事業化戦略の樹立のための深層コンサルティングを提供するもので、支援プロセスは事業公告→企業選定(書類及びPT審査)

→事業遂行会社の選定(公開競争入札)→企業負担金の納付→契約締結→戦略樹立及び実行方案の提示→事後管理という流れで支援される。

最近3年間の知的財産活用戦略支援の状況は以下のとおりである。

<表IV-1-5> 知的財産活用戦略支援実績の細部状況

(単位：件、百万ウォン)

区分	2012	2013	2014
予算	2,016	2,352	2,352
支援件数	33	39	40

細部類型別に見ると、IP製品革新戦略コンサルティングはIP適用製品の問題点を解決・革新できるようにTRIZ、特許、デザインの専門家を選択的に活用することで短期的に付加価値を創り出せるように支援する事業である。既存のIPコンサルティングが回避設計及び権利侵害予防の観点で行われたのに比べて、同コンサルティングでは異種分野の特許を活用して製品の問題を解決するとともに、消費者、市場、トレンド及びIP分析などを通じて最適化されたデザインを導き出せるように支援している。

IP事業化戦略コンサルティングは企業のビジネス戦略と連携したIP経営戦略を樹立し、樹立された戦略を中小企業が独自に実行できるようIP経営体系の構築を手助けする事業である。中小企業がIPを活用して国内外の市場シェアを維持・拡大しようとする企業、投・融資を通じて資金を確保しようとする企業、競合社から自社の事業領域を保護または競合社を排除しようとする企業、特許費用を節減もしくはIPから収益を作り出そうとしている企業、企業の経営戦略に特許戦略を統合させて運営しようとする企業などに有用な事業であり、企業のニーズに応じてオーダーメイド型コンサルティングを行っている。

特許庁は毎年支援事業の成果を分析するため、支援を受けている企業を対象に成果活用度調査を実施している。調査の結果、主な活用分野は製品革新を通じた利益の創出、事業戦略の樹立、研究開発戦略の樹立、海外市場進出及び海外紛争対応戦略の樹

立、インフラ構築、特許情報調査及び分析を通じた空白技術または回避技術の発掘、マーケティング及び広報などであり、毎年80%内外の高い活用率を示していることから、中小企業のIP戦略樹立に大きく貢献していることが分かった。

＜表IV-1-6＞知的財産活用戦略支援事業の活用率

(単位：%)

区分	2012	2013	2014	平均
活用率	82.0	84.38	86.07	84.15

ハ. 評価及び発展方向

新しい知識の80%は特許文献を通じて公開され、公開された知識のうち70%以上は他の文献としては全く公開されない。技術または製品の革新を考えているのであれば、知識の宝庫である特許情報を積極的に活用する必要がある、これは特許が革新の結果である同時に革新の源泉となっているためである。

このような意味で特許庁が実施している知的財産活用戦略事業は中小企業独自の能力では解決できない技術的な難題をTRIZと他の分野の特許を活用することで低費用、短期間で解決できるように支援する事業であり、中小企業に積極的に拡大する必要がある。

2015年にはこれまで課題を進める中で蓄積してきたノウハウを集約してIP製品革新に対する標準方法論を定立し、教育を通じて中小企業まで拡大していく計画である。

3. 知的財産(IP)価値評価及び金融支援の活性化

産業財産政策局 産業財産活用課 行政事務官 チェ・キュヨン

イ. 推進背景及び概要

知的財産権は技術開発の代価として開発者に独占排他的な法的権利を付与するもので、知識経済時代の核心的な無形資産であり、技術事業化における必須要素として認識されている。しかし、知的財産として登録された技術が全て事業化に成功しているわけではない。これは特許庁が2014年知的財産活動実態調査を行った結果、国内全体企業の特許事業化率が64.8%であることから確認することができる。

創出された特許の事業化率を高めるためには、特許が企業経営戦略の核心要素として働くように活用分野を多様化できる政策的な支援が必要である。そのためにはまず特許技術価値評価に対する信頼性と公正性が担保されなければならない。

特許庁はこのような評価基盤を構築するため、発明の評価機関を指定・運営しており、評価技法の開発と普及を持続的に推進している。

また、評価結果を現物出資、技術取引、技術認証及び事業妥当性分析などに活用できるように「事業化連携特許技術評価支援」及び金融(投資)機関との協力を通じて事業化資金が確保できるように「金融連携特許技術評価支援」事業を実施している。

ロ. 推進内容及び成果

特許技術評価費用の支援は発明振興法第30条に基づいて施行されており、事業化連携特許技術評価支援事業の場合は技術評価にかかる評価費用の70%以内で申請者1人当たり年間5千万ウォン限度まで支援している。評価費用は事前相談(評価機関)→申込及び受付(韓国発明振興会)→審議→支援対象者の選定→契約締結→評価遂行→評価報告書の検収→補助金支給のプロセスで支援されている。

評価費用を申し込める対象者は申込日現在、特許法、実用新案法によって登録された権利者とその承継人及び専用実施権者であり、個人、中小企業基本法第2条による中小企業は誰でも申込可能である。

評価費用の支援対象者は特許技術の技術性と活用性などを総合的に審議して選定す

る。また、職務発明補償制度の実施企業、国家功労者または障害者、特許庁が主催する発明関連行事で受賞した個人または企業などに対しては加点を付与している。

最近5年間の評価費用支援実績を見ると以下のとおりである。

<表IV-1-7>最近5年間特許技術評価の支援実績

(単位：件、百万ウォン)

区分	2010	2011	2012	2013	2014
予算	1,263	1,301	1,634	1,586	1,600
支援件数	53	59	68	64	71

特許技術を評価する時は、権利性、技術性、市場性、事業性に対する多角的な検討が行われる。この評価を通じて該当特許技術の優秀性と事業化の妥当性、そして特許権の金銭的な価値まで算定できるため、特許技術の譲渡、ライセンス(Licensing)のための適正移転取引価格の算定、特許技術現物出資のための適正移転取引価額の算定、技術投資、技術の財務証券化または貸出担保の設定、その他長期戦略的な経営計画の樹立、企業の破産または構造調整による資産評価、紛争関連の法的訴訟資料として使用できる。

特許庁は2006年から技術保証基金との業務協約を通じて創業初期企業など資金の確保が必要な中小企業を対象に保有特許に対する価値評価を通じて保証が行われるように保証連携特許技術評価費用を支援しており、2013年信用保証基金まで協約機関を拡大した。

2013年には特許庁が評価費用を支援して価値評価金額を考慮して最大20億ウォンまで知的財産(IP)だけを担保にして貸し出しを行うIP担保貸し出しを国内で初めて産業銀行を通じて実施しているが、2014年ウリ銀行、新韓銀行、国民銀行など市中銀行まで拡大するため業務協約を締結し、2015年に本格的に推進する計画である。その他にも投資対象企業が持っている特許に対する評価報告書の作成を支援し、優秀特許保有企業に対する投資活性化を誘導している。

< 図IV-1-2 > 2014年IP金融関連MOUの推進状況



特許庁-ウリ銀行MOU(2014. 5)



特許庁-新韓銀行MOU(2014. 6)



特許庁-国民銀行MOU(2014. 9)

このような努力の結果、最近5年間1,200社余りの中小企業に計2,000億ウォン余りを連携して予算投入対比約26倍の連携効果を記録した。

最近5年間の詳細な金融連携実績は以下のとおりである。

< 表IV-1-8 > 最近5年間金融連携評価連携の支援実績

(単位：件、百万ウォン)

区分	2010	2011	2012	2013	2014	合計
予算	679	899	1,616	1,664	2,932	7,790
支援件数	165	219	319	235	303	1,218
連携金額	37,774	37,900	50,459	75,907	1,658	203,698

特許庁は評価報告書の信頼度を高め、政府補助金で行われる評価費用支援事業を円滑に運営するため、発明振興法第28条に基づき、国・公立研究機関、政府出捐研究所、民間企業研究所または技術性・事業性評価を専門的に行う機関を発明の評価機関として指定・運営している。また、発明の評価機関を指定する時は評価可能な技術分野と最近3年間の評価実績、専門人材及び評価業務を遂行する上で必要な評価技法と施設の保有程度などを総合的に考慮している。

現在、特許庁は10機関を評価機関として指定・運営しているが、各評価機関の専門性を持続的に維持・管理するとともに評価機関の能力を高めるため、定期的に発明の評価機関運営協議会を開催している。

＜表Ⅳ－1－9＞発明評価機関の指定状況

指定機関
韓国化学融合試験研究院、韓国産業技術試験院、韓国建設生活環境試験研究院、韓国機械電気電子試験研究院、韓国科学技術情報研究院、韓国産業銀行、韓国産業技術振興院、技術保証基金、韓国発明振興会、農業技術実用化財団

ハ．評価及び発展方向

中小企業の知的財産が無駄になることなく技術取引、現物出資、技術認証など評価を通じて事業化できるよう支援し、IP金融を通じて事業化資金が確保できるようにすることで知的財産を通じて中小企業が成長できる基盤を構築した。

今後は発明の評価機関に民間が参加できるよう指定基準を緩和して評価品質及び評価サービスのアクセシビリティを強化していく計画である。

また、中小企業がIP事業化における最も大きな問題として挙げている資金不足問題を解決するため、保証、担保貸出などIP金融を持続的に拡大する一方、優秀なIPを保有している企業に対する投資活性化に向けた投資用評価支援も拡大・実施する予定である。

4. ファンド・オブ・ファンズ特許アカウントの運営

産業財産政策局 産業財産活用課 行政事務官 チェ・キュヨン

イ．推進背景及び概要

優れた技術とアイデアを持つ創意的なベンチャー企業は創造経済時代における経済成長のエンジンになるが、失敗のリスクが高く、資金調達に難航している。民間ベンチャーキャピタル市場の形成が難しく、その規模が限られる可能性があるという判断から、政府が一定規模の基礎資金を設けて市場における誘い水の役割を果たすため、

2005年「ベンチャー企業育成に関する特別措置法」に基づいてファンド・オブ・ファンズを作ってベンチャー投資市場を新たに形成した。

特許庁も優秀特許技術を保有している中小・ベンチャー企業に安定的に資金を調達するため、2005年初めてファンド・オブ・ファンズに出資し、2006年と2009年に追加出資して計1,430億ウォン規模の特許アカウントを設けた。

特許アカウントを含むファンド・オブ・ファンズは毎年予算配分によって投資金額が決まる供給者中心の投資政策から脱し、市場需要を反映した回収財源の再循環方式で運営されることで安定的な投資財源の確保が可能である。

また、政策の効率性を高めるため投資財源の供給は政府が担当するが、投資の意思決定は韓国ベンチャー投資とベンチャーキャピタルなど専門機関が担当している。

ロ. 推進内容及び成果

ファンド・オブ・ファンズの運用方式は毎年新規出資金、前年度の残高及び回収金を基に出資財源を確保し、それをシードマネー(SEED MONEY)として活用して子ファンドを結成することで個別企業に投資する方式で行われている。特許アカウントの場合、出資金1,430億ウォンを基に30個の子ファンドを結成し(総ファンド結成額8,358億ウォン)、2014年まで計344社の企業に5,663億ウォンを投資した。

このような特許アカウント投資資金は優秀な特許技術を事業化するベンチャー企業に投じられ、技術力のあるベンチャー企業がデスバレー(Death Valley)を克服して強小・中堅企業として成長する基盤となっている。また、アイデアと特許の買入、特許開発、技術移転などを専門的に行う民間特許管理会社と知的財産関連サービス企業に投じられ、国内特許ビジネスの活性化にも貢献した。

2013年と2014年には特許アカウントを通じてIP担保貸出回収支援ファンドを立ち上げ、産業銀行と企業銀行のIP担保貸出を支援することで、これを市中銀行に拡大でき

る基盤を整えた。また、2014年には中小企業庁との協力の下で「創業投資会社などの登録及び管理規定(中企庁告示)」を改正したことで、知的財産権そのものに対する投資が可能になり、特許アカウントの投資対象がより拡大された。

このように特許アカウントを通じた投資資金は特許技術事業化企業への投資、IPビジネスの活性化、IP金融支援など様々な方面で活用されてきたが、2009年以後追加出資がなく今後回収予想金額が減りつつあった。そこで特許庁は企画財政部との協議を通じて2015年特許アカウントに170億ウォンを追加出資し、特許アカウントを通じた投資を更に活性化することを決めた。

＜表Ⅳ－1－10＞特許アカウント出資状況

区分	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	合計
特許アカウント	550	550	-	-	330	-	-	-	-	-	170	1,770

ハ. 評価及び発展方向

特許アカウントは2005年開設以来10年余りの間多様な子ファンド作りを通じて民間ベンチャー投資市場を形成して優秀ベンチャー企業を育成するとともに、国内特許ビジネスを活性化する礎の役割を果たしてきた。

特許アカウントはIP金融活性化支援、IP直接投資の拡大など新たに求められる投資ニーズに対応しつつ、特許の創出、発掘、事業化、投資につながる知的財産ライフサイクル全般を活性化するための生態系作りを積極的に支援する計画である。

5. 国有特許の活用促進

産業財産政策局 産業財産活用課 環境主事 チョン・ウォンギ

イ. 推進背景及び概要

国有特許とは国家公務員が職務過程で発明したものを国家が所有権を承継し、国家名義で出願して特許・実用新案・デザインとして登録された権利を指し、「公務員職務発明の処分・管理及び補償などに関する規定(大統領令)」を制定(1972. 12. 14制定・公布)すると同時に国有特許制度を導入した。

発明振興法第10条第1項及び第2項は公務員(国・公立大学内に専担組織が設置された国・公立大学の教職員は除く)がその職務に関して発明したものが国家または地方自治団体の業務範囲に属し、その発明行為が公務員の現在または過去の職務に属する場合、その職務発明に対する特許権などは国有または公有とすることを規定している。

また、発明振興法第10条第4項は国有となった特許権などの処分に対して、特許庁長が処分または管理するように規定している。(地方公務員の職務発明による特許権などは地方自治体が管理)

特許庁は「公務員職務発明の処分・管理及び補償などに関する規定」に基づき、職務発明によって国有特許として登録された場合、発明者である公務員に登録補償金を支給し、国有特許権または特許を受ける権利の売却及び専用実施権の設定または通常実施権の許諾を通じて処分収入金が発生した場合は処分補償金を支給している。また、発明の実施で1年間の処分収入金が1,000万ウォンを超過する特許権の場合、発明機関に機関褒賞金を支給する。

ロ. 推進内容及び成果

1) 国有特許権の登録状況

2014年基準で国有特許(実用新案、デザインを含む)は計4,348件が登録され、前年

比約19%程度増加した。全体登録権利の中で特許権が3,707件(85.3%)で最も多く、実用新案権が204件(4.7%)、デザイン権が326件(7.5%)、海外登録国有特許権が111件(2.5%)を占めている。

2014年に新規登録された国有特許は769件で、2013年669件に比べて約15%増加し、特許権は前年比16%増加した。

<表IV-1-11> 年度別国有特許権の保有状況

(単位：件、%)

区分	新規登録					消滅及び移転	累計				
	特許	実用	デザイン	海外特許	計		特許	実用	デザイン	海外特許	計
2005	141	24	4	3	172	64(特 40, 実 24)	1,052	274	103	28	1,457
2006	154	35	7	9	205	42(特 28, 実 14)	1,178	295	110	37	1,620
2007	196	9	6	1	212	43(特 23, 実 12, デ 8)	1,351	292	108	38	1,789
2008	222	14	15	2	253	87(特 69, 実 15, デ 3)	1,504	291	120	40	1,955
2009	149	11	34	9	203	34(特 25, 実 8, デ 1)	1,628	294	153	49	2,214
2010	188	13	16	11	228	72(特 32, 実 40)	1,784	267	169	60	2,280
2011	316	10	28	7	361	42(特 19, 実 22, デ 1)	2,081	255	196	67	2,599
2012	432	21	41	15	509	58(特 22, 実 36)	2,491	240	237	82	3,050
2013	581	26	41	21	669	60(特 13, 実 47)	3,058	219	278	104	3,659
2014	676	34	51	8	769	80(特 28, 実 49, デ 3)	3,707	204	326	111	4,348

2) 国有特許権の活用状況

国有特許権の活用とは登録された国有特許権または出願中の職務発明に対する特許を受ける権利などを売却したり、専用実施権または通常実施権を設定して民間企業などが国有特許技術を活用できるようにすることをいう。

国有特許権を有償または無償で実施した活用件数は、2012年678件、2013年670件、2014年には計653件の有償または無償の通常実施契約を締結し、計2.7億ウォンの実施料収入を記録した。また、2013年10月から実施料を事前納付方式から契約期間満了後に精算して納付する「事後精算制」に改善することで中小企業の実施料負担を緩和した。

国有特許の活用を促進するため2011年12月から委託契約によって民間専門技術取引機関である農業技術実用化財団を通じて農業技術分野の国有特許権の処分が行われており、2013年452件から2014年473件へと持続的に増加傾向にある。

＜表Ⅳ－1－12＞年度別国有特許権の実施状況

(単位：千ウォン)

区分 年度	実施許諾(件)			実施料収入
	登録	出願中	計	
2005	98	63	161	486,212
2006	149	59	208	671,185
2007	192	63	255	513,913
2008	161	110	271	720,109
2009	204	120	324	627,494
2010	239	140	379	742,895
2011	243	234	477	1,281,561
2012	388	290	678	1,383,090
2013	391	279	670	1,150,075
2014	454	199	653	277,069

3) 国有特許権の職務発明補償金の拡大支給

公務員の職務発明を奨励するとともに国有特許の活用を促進するため、「公務員職務発明の処分・管理及び補償などに関する規定」を改正(2004年12月)し、2005年から職務発明者に支給する処分補償金の水準を大幅に上方修正した。

従来の処分補償金は登録された特許権や出願中に特許が受けられる権利を有償で処分した場合、その処分収入金を基準に10%～30%を処分補償金として支給していたが、2005年からは一括して処分収入金の50%を職務発明者に補償金として支給している。

2014年は処分補償金として613件に対して7億1千万ウォン余りを支給し、新規登録補償金として706件に対して3億5千万ウォン余りを支給するなど、これまで計7,296件に対して65億ウォンを公務員職務発明補償金として支給した。

<表Ⅳ-1-13> 国有特許登録・処分補償金の支給状況

(単位：千ウォン)

区分	登録補償金		処分補償金		機関褒賞金	
	支給件数	支給額	支給件数	支給額	支給件数	支給額
2005 以前	1,192(特 939, 実 148, デ 105)	725,524	539	599,483	32	48,000
2006	193(特 168, 実 16, デ 9)	74,760	232	335,879	10	22,000
2007	103(特 94, 実 7, デ 2)	44,235	212	212,498	14	31,000
2008	264(特 230, 実 17, デ 17)	113,237	213	240,672	14	22,000
2009	131(特 118, 実 11, デ 2)	58,427	187	293,573	20	24,000
2010	166(特 145, 実 7, デ 14)	68,730	268	315,257	16	20,000
2011	267(特 226, 実 20, デ 21)	119,559	236	292,389	21	21,000
2012	215(特 200, 実 1, デ 14)	102,388	300	346,558	32	53,000
2013	582(特 511, 実 26, デ 45)	272,216	460	674,729	32	97,010
2014	706(特 638, 実 30, デ 38)	355,450	613	714,613	26	65,191

ハ. 評価及び発展方向

国有特許権の活用を促進するため、発明機関の職務発明担当者に対する教育を実施するとともに、特許使用希望者に国有特許権に対する技術性及び事業性などの情報を簡単に提供するために2007年から2014年まで計3,951件の国有特許権に対する選別評価を実施して知識財産取引センター(www.ipmarket.or.kr)及び特許庁ホームページに評価結果を載せた。また、未活用国有特許の活用を促進するため、2010年には国有特許として登録されてから3年以上長期未活用の状態である国有特許権の無償実施期間を1年から3年に延長した。

2014年には国有特許権を効率的に管理して活用率を高めるために政府省庁及び自治体公務員など実務担当者を対象に特別教育を実施し、国有特許技術の移転を促進するために知的財産大典に国有特許公報ブースを設置・運営して優秀な技術移転事例を広報した。

2013年10月から民間企業の初期事業費負担を減らして国有特許の技術移転を促進するため、国有特許を先に使用して契約が満了した後、使用した分だけ実施料を納付する事後精算制を導入したことで、2014年契約が満了する事後契約件に対して精算を行って実施料を賦課した。2014年8月農業分野の委託に引き続き畜産分野に対しても農業技術実用化財団に国有特許の処分・管理業務を委託し、今後委託された国有特許権の技術移転実績など効果分析を通じて山林分野など他の分野の国有特許権に対する委託判断を検討する予定である。

第3節 中小企業に対する知的財産経営支援の強化

1. 中小企業IP成長段階別の支援体系の構築

産業財産政策局 地域産業財産課 工業事務官 ソ・テグァン

イ. 推進背景

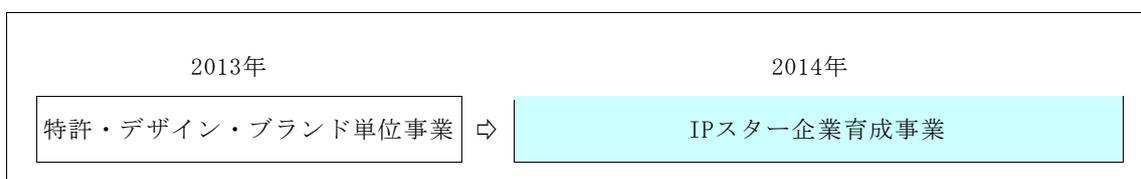
中小企業はその数が多く業種も多様であるため、一律的な支援方式では効率的な事業運営が困難である。これまで特許庁は特許総合支援事業、ブランド・デザイン価値向上事業、IPスター企業育成事業を個別的に運営し、需要者である中小企業の立場よりは供給者である特許庁を中心に事業を展開してきたと言える。具体的には中小企業のIP成長段階よりは特許、ブランド、デザインのようなIP権利別に事業を運営し、その結果効率的な中小企業オーダーメイド型の支援が困難であった。

最近中小企業が体系的に成長できるように成長オーダーメイド型支援体系の必要性が台頭し、特許庁も中小企業の知的財産経営を強化させるため2014年度にIP成長段階別支援体系を構築した。

ロ. 推進内容及び成果

特許庁は2014年度に中小企業のIP成長段階別支援体系を構築するため、2006年度から推進してきたブランド・デザイン価値向上事業、2010年度から推進してきたIPスター企業育成事業を統合し、IP Start-up→IP Scale-up→IP Starへとつながる段階別IPスター企業育成事業を構築した。

<図IV-1-3> 政策の実効性向上に向けた支援体系の改編





IP Start-up段階はIP入門段階であり、IPに無関心であった中小企業がIPに関心を持てるように先行技術調査や国内権利化支援のようなIP関連の基礎的支援を実施する。IP Scale-up段階はIP競争力を強化する段階であり、IP経験のある中小企業の海外権利化支援、ブランド及びデザイン開発などを通じて知的財産競争力を備えるよう働きかける。最後の段階であるIP Star段階では中小企業がIP経営を続けられるように3年間特許・ブランド・デザイン関連の総合支援を実施するとともに、地域知識財産センターに常駐する専門コンサルタントのIP経営戦略コンサルティングも支援する。

IP Start-up段階に該当する企業は最近3年間知的財産出願が3件未満である企業であり、IP Scale-up段階に該当する企業は最近3年間知的財産権出願が3件以上または最近知的財産権登録が1件以上の企業である。IP Star段階企業は別途の評価を通じて有望中小企業を選定する。

＜図IV-1-4＞ IP Star企業育成事業のプロセス

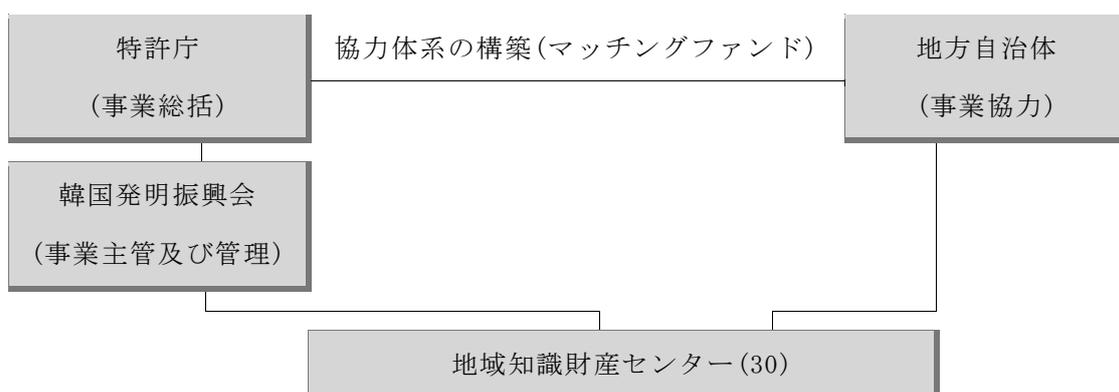


ブランド及びデザイン開発などの中・大型支援施策をIP Scale-up及びIP Star段階に配置することで成長可能性の高い企業に対する支援を強化し、IPに対して関心のない多数のIP初期企業を発掘してIPに対する認識を高めるために地域知識財産センターのコンサルタントが中小企業を直接訪問して積極的にIP Start-up支援事業を広報する活動を展開した。その結果、2014年度にIP Start-up支援5,849件、IP Scale

-up支援4,194件などを支援し、段階的な中小企業支援体系の構築を通じてこれまで疎外されていたIP初期企業に対する支援も強化することができた。

IP Star企業育成事業は地方自治体と共に事業を遂行し、地方自治体に国庫に相応する資金を投資(マッチング比率50:50)させることで、事業に対する効果と責任を担保している。また、地方自治体と共に事業を遂行することで、相対的に疎外されていた非首都圏地域に対する支援が強化できた。事業を行う地域知識財産センターが全国各地に分布しており、特定の地域に支援事業が偏ることなく全国各地でバランスよく事業支援が行われた。

<図IV-1-5> IPスター企業育成事業の推進体系



ハ. 評価及び発展方向

2014年に導入された段階別支援体系によって中小企業はIP成長段階に適した支援を受けることができた。また、IPスター企業育成事業は各地域知識財産センターに常駐するコンサルタントの密着型コンサルティングを併行しており、事業の質的水準も高い。今後各段階別の支援施策を充実化・多様化し、IP初期中小企業がIPスター企業として成長できるよう事業を運営する必要がある。

2. 権利化支援事業

産業財産政策局 地域産業財産課 工業事務官 ソ・テグァン

イ. 推進背景及び概要

優秀な技術を開発したり、創意的なアイデアがあるにも関わらず資金力の足りない中小企業は優秀な技術や創意的なアイデアの権利化に困難を感じている。実際に優秀な技術を開発したにも関わらず知的財産権を確保しない状態のまま事業を進めた結果、市場の大部分を他企業に奪われるケースも稀ではない。

権利化支援事業は資金難によって知的財産権の出願に困難を感じている中小企業の出願をサポートすることで、中小企業における知的財産権の創出を図るために導入されたものである。また、中小企業の知的財産権に対する関心を呼び起こし、知的財産権の必要性を認識させる目的もある。

ロ. 主要内容及び成果

特許及び実用新案の権利化支援事業は2006年度に、商標及びデザインの権利化支援事業は2010年度に導入された。権利化支援事業では地域知識財産センターのコンサルティングとともに出願にかかる費用の一部を支援している。同事業は導入以降中小企業から大きな反響を得てその規模が持続的に成長しており、2014年度の支援件数は以下のとおりである。

<表IV-1-14> 2014年度権利化支援件数

	国内	海外
特許・実用新案	5,055	1,285
商標	1,580	489
デザイン	1,144	113
計	7,779	1,887

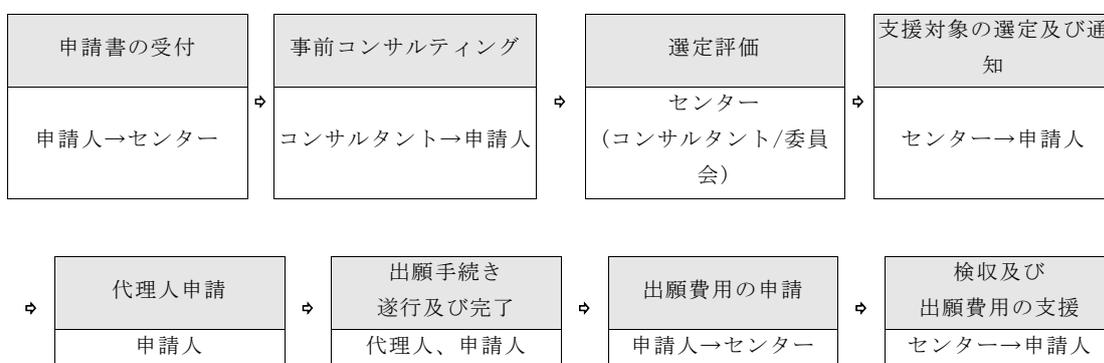
同事業は特許庁と地方自治体が事業を総括し、韓国発明振興会が事業主管及び管理

監督を実施し、地域知識財産センターが事業を行う推進体系となっている。特許庁と自治体がマッチングファンドを構成し、50：50の比率で予算を支援するため、全国各地域の全ての中小企業が恩恵を受けることができ、首都圏に比べて相対的に知的財産能力の足りない地域所在の中小企業も権利化支援事業の恩恵を受けることができた。その結果、非首都圏地域の特許出願件数が同事業施行以後持続的に増加する傾向にある。

特に、2014年度には貿易協会の予算を同時に振り分けることで海外権利化支援事業の予算規模が大きく増加した。貿易協会が10億ウォンをマッチングして計22.3億ウォンの予算で韓国発明振興会が679件の海外権利化支援事業を展開した。

同事業は地域知識財産センターが事前コンサルティングを行った件のうち優秀と判断した件に限定して支援しており、判断基準は登録可能性、活用可能性、事業性、波及効果である。支援手プロセスは下記の図のとおりである。

<表IV-1-15>権利化支援事業のプロセス



また、企業1社当たり最大3件以内で支援を受けることができ、支援単価は以下の表のとおりである。

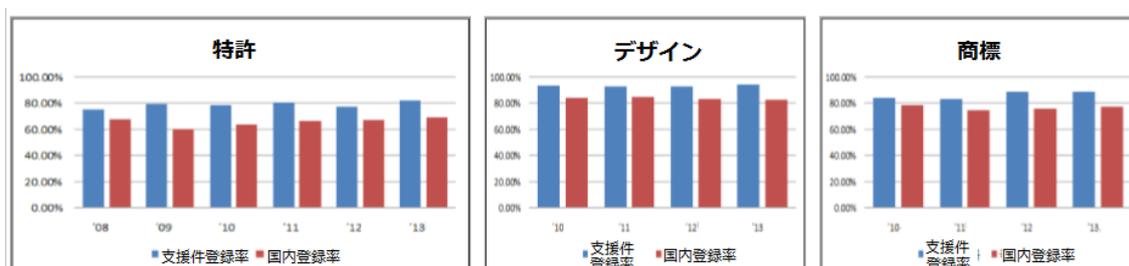
<表IV-1-16>2014年度権利化支援の単価

	国内	海外
特許	100万ウォン以内	700万ウォン以内

PCT	-	300万ウォン以内
商標	25万ウォン以内	250万ウォン以内
デザイン	35万ウォン以内	280万ウォン以内

コンサルタントの事前コンサルティングによって支援件の登録率が高く、2008年～2013年の間支援した国内権利化支援件の登録率は下記のとおりである。

<図IV-1-6> 国内権利化支援件の登録率



ハ. 評価及び発展方向

権利化支援事業は中小企業から大きな反響を得ている。2014年度に実施したアンケート調査によれば、「権利化支援事業は中小企業の負担を減らし、知的財産権の確保と維持に大きく貢献している」、「知的財産権は中小企業の技術を保護するための唯一の手段であるものの、出願自体が中小企業に負担になっており、権利化支援事業は中小企業に大きく貢献でき、必要な事業である」、「中小企業は研究開発に対する費用負担が大きいですが、権利化支援事業はそれを多少緩和させ、研究開発を促す」、「権利化事業はIPと関連して最も基本になる事業である」などの評価を得た。

今後は事前コンサルティングのみならず、地域知識財産センターのコンサルタントが持続的に関心を持って支援件に対する事後管理も強化する方針である。これを通じて支援事業の効率性が増大し、実際活用される知的財産権も大きく増加するものと予想される。

3. 特許技術シミュレーション支援偉業

産業財産政策局 地域産業財産課 工業事務官 ソ・テグァン

イ. 推進背景及び概要

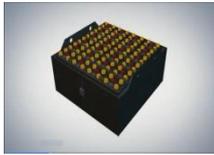
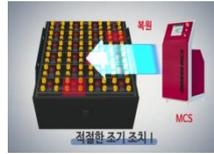
登録された特許技術は文書でのみ確認できるためにその技術分野に対してあまり知識のない人には説明し難い面がある。また、短時間で登録された特許技術を他人に紹介するためには特許証または図面だけでは限界がある。特許庁は中小企業が保有している優秀な特許技術を第三者が簡単に見て理解できるように特許技術シミュレーション事業を導入・運営している。特許技術シミュレーション支援事業は難しい特許技術内容を一般人がより簡単に理解できるようにすることで中小企業の技術移転の活性化及び事業化を促進することを目的として導入された。

ロ. 主要内容及び成果

特許技術シミュレーション支援事業は登録された特許技術内容をグラフィック、ナレーションなどを通じて3次元シミュレーション映像で制作して提供する事業である。中小企業の要請によって国文または英文で制作可能であり、1件当たり500万ウォンを支援する。

事業を行う企業は中小企業を訪問し、シミュレーションの活用目的及び企業のニーズを把握するとともに特許技術の内容を分析する。その後シミュレーション映像に入る内容やナレーションなどストーリーボードを作成し、写真及び映像の撮影を開始する。背景効果音を入れることで特許技術全般に関する事項を効果的に伝えられるようにし、最終的にマーケティング効果も考慮してダイナミックなイメージで特許技術を映像化して制作する。

<図IV-1-7>シミュレーションの例示1

シーン①	シーン②	シーン③	シーン④
			
シーン⑤	シーン⑥	シーン⑦	シーン⑧
			

< Ⅳ-1-8 > シミュレーション例示2

シーン①	シーン②	シーン③	シーン④
			
シーン⑤	シーン⑥	シーン⑦	シーン⑧
			

中小企業から大きな反響があったため、2010年度108件を支援して以来持続的に予算が増え、2014年度には計250件を支援した。

< 表Ⅳ-1-17 > シミュレーション支援件数

	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年
支援件数	108	126	151	231	250

ハ. 評価及び発展方向

特許技術シミュレーションは中小企業のマーケティングに積極的に活用されている。具体的にはバイヤー商談、展示会または博覧会への参加、広報ブースの運営、ホームページの運営などに活用されており、中小企業のマーケティングに対する支援ニーズをある程度満足させている。マーケティングの結果がそのまま中小企業の売上につながるため、特許技術シミュレーション支援事業に対する中小企業の満足度は非常に高く、2013年度に95.05点、2014年度に93.44点を獲得した。

但し1年に1回支援を行っており、中小企業のニーズに直ぐに応え難いため、支援時期を多様化して回数を増やす予定であり、中小企業のニーズが高く満足度も高いだけに今後事業規模を拡大する予定である。

4. オーダーメイド型特許マップ支援事業

産業財産政策局 地域産業財産課 工業事務官 ソ・テグァン

イ. 推進背景及び概要

特許情報に対する分析能力の弱い中小企業は特許情報を分析・活用して企業のR&D方向を設定したり、競合社の技術開発動向を分析したり、特許リスクを回避するための戦略を樹立することに困難を感じている。このような中小企業をサポートするため、特許庁は2006年度からオーダーメイド型特許マップ支援事業を運営している。オーダーメイド型特許マップを通じて中小企業に特許技術に対するオーダーメイド型調査分析を支援することで、企業の実効的な研究開発方向の提示及び特許活用戦略の樹立を支援している。

ロ. 主要内容及び成果

2006年49件のオーダーメイド型特許マップ作成を始めに、2010年には95件、2014年

には153件のオーダーメイド型特許マップを作成・支援した。これを通じてIP基盤の弱い中小企業に分析対象技術に対する特許及び競合社の技術開発動向の把握、特許リスク回避戦略の樹立、企業のR&D方向の設定など戦略の樹立を支援した。

＜表Ⅳ－1－18＞オーダーメイド型特許マップの支援件数

	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年
支援件数	95	99	96	148	153

中小企業は特許マップをR&D方向の設定及び空白技術の発掘の時に活用することが可能であり、事業遂行社は地図(MAP)を見るように技術の流れを一目で把握することができるように中小企業が要請した技術と関連して公開された特許情報を詳細に調査・分析して提供する。

オーダーメイド型特許マップには中小企業が要請した技術に関する特許技術の動向を調査・分析する必須モジュールと中小企業が必要な細部活用戦略を樹立して提示する選択モジュールがある。必須モジュールと細部モジュールの具体的な内容は以下の表のとおりである。

＜表Ⅳ－1－19＞オーダーメイド型特許マップ報告書の主要モジュール

モジュール区分	主要課業の内訳	備考
必須モジュール	(1) 分析背景及び目的 (2) 保有技術の概要及び 이슈 (3) 特許分析の範囲及び分析基準 (4) 特許技術動向(統計観点の技術動向)	必須反映事項
選択モジュール	(5) 企業 R&D 戦略樹立支援 (6) 問題技術の解決戦略 (7) 支援企業が保有している知的財産権の活用戦略樹立の支援 (8) 競合社の技術開発動向分析 (9) 特許リスク予防戦略の樹立 (10) グローバル技術事業化戦略樹立支援 (11) 戦略的な技術取引支援技術供給者モジュール (12) 戦略的な技術取引支援技術需要者モジュール	最低 1 つ以上遂行(選択遂行)

	※ 選択モジュールの場合、支援企業のニーズなどによって新規モジュールを開発・適用したり、既存モジュールの構成を変更して遂行可能	
必須モジュール	(13) 総合検討意見 (14) 添付資料(主要特許の要旨リスト)	必須反映事項

同事業は特許庁と地方自治体が事業を総括し、韓国発明振興会が事業主管及び管理監督を実施し、地域知識財産センターが事業を行う推進体系となっている。特許庁と自治体がマッチングファンドを構成して50：50の比率で予算を支援するため、全国各地にある中小企業が全て恩恵を受けることができ、首都圏に比べて相対的に知的財産能力の足りない地域所在の中小企業も同事業の恩恵を受けることができた。

オーダーメイド型特許マップ支援事業の支援単価は1件当たり1,200万ウォン以内であり、中小企業1社当たり1件のみ支援が受けられるように事業を運営した。

ハ. 評価及び発展方向

中小企業が高付加価値を創出し、グローバル競争力を備えるためには持続的な研究開発が必ず必要であり、特許マップは研究開発を行う中小企業にR&D方向を設定する上で必ず必要な事業である。2013年度にオーダーメイド型特許マップの支援を受けた企業の研究開発費と特許出願件数を調査した結果、支援前に比べて支援後の平均研究開発費と特許出願件数が其々24.6%、50.4%増加した。これは特許マップが研究開発の方向設定前に実施されていることを示しており、特許マップを通じて研究開発の方向が設定されれば直に研究開発がスタートし、その結果が特許として出願されていることが分かる。

但し、特許マップ支援事業は1年に1回事業を実施しているため、中小企業の即時的なニーズに応えられない弱点がある。中小企業は随時研究開発の必要性を感じており、また多様な形態の特許技術動向調査を求めている。中小企業のニーズに即時応えるためには支援時期及び支援規模の多様化が必要である。

5. ブランド開発支援事業

産業財産政策局 地域産業財産課 工業事務官 ソ・テグァン

イ. 推進背景及び概要

企業資産において無形資産が占める割合が増大し、サムスン、LGのようなグローバル企業の場合ブランド価値が想像を超えている。このような大企業に比べて中小企業はまだ企業資産においてブランド価値が占める割合が微々たるものであり、一部中小企業の場合はブランドを持たずに企業を運営している。

ブランドを通じた中小企業及び中小企業製品のアイデンティティ確立が何より必要であり、そこで特許庁はブランド開発支援事業を運営している。同事業の目的はブランド開発を通じて中小企業の知的財産権を創出し、企業及び製品の競争力を強化することである。

ロ. 主要内容及び成果

ブランド開発事業は大きく新規ブランド開発事業、ブランドリニューアル事業、非英語圏ブランド開発事業に分けられる。新規ブランド開発事業はCIまたはBIを新たに制作する事業であり、ブランドリニューアル事業は既存の使用中のブランドを新しくデザインする事業である。非英語圏ブランド開発事業は非英語圏国家に進出(予定)した中小企業に現地の言語、文化、状況などを考慮して適したブランドを開発し、海外権利化まで支援する事業である。各細部事業の支援単価は以下のとおりである。

＜表Ⅳ－1－20＞ブランド開発の支援単価

	新規ブランド	ブランドリニューアル	非英語圏ブランド
支援単価	2,500万ウォン以内	2,000万ウォン以内	4,000万ウォン以内

ブランド開発に対する中小企業のニーズは極めて高く、2010年度に88件、2012年度に109件、2014年度には227件まで支援件数が増加した。

特に、非英語圏ブランド開発の場合は中小企業からの反響が大きいですが、これは最近新興市場として浮上しつつある中東、南米など非英語圏への進出を図っている中小企業のニーズが増加しているためである。非英語圏国家に進出する時に進出国家の文化的な特性を反映した現地語ブランドを保有する場合、企業固有のコンセプトとイメージの構築が容易であるため、販路開拓などにシナージ効果が期待できるためである。

また、2012年度からは既存の権利別単一支援方式から脱し、複合知的財産権を創出するためブランド&デザイン融合支援事業を実施している。同事業はブランドと包装デザインを同時開発し、同時開発によるシナージ効果を狙ったもので、国内権利化支援まで併行して支援している。支援単価は3,000万ウォン以内で、事業初年度である2012年には16件を支援し、2014年には22件を支援した。

2014年ブランド開発の結果は下記の図のとおりである。

<図IV-1-9> 2014年度ブランド開発の結果

新規ブランド	ブランドリニューアル	非英語圏ブランド	ブランド&デザイン融合
			
			

ハ. 評価及び発展方向

中小企業及び中小企業の製品に適合するブランド開発を通じて中小企業は独自のコンセプトとイメージを構築することで大企業と差別化された戦略を持って市場に進出できるという点で同事業に対する中小企業の反響は大きい。ブランド開発を通じて中小企業は販路開拓及び実質的な売上増大が期待できるため、同事業は中小企業に実質

的に役立っている。

今後は支援企業が開発ブランドを持続的に活用できるよう、関連教育などを含む事後管理を強化する予定である。そしてより充実した事業として発展させるため、関連機関との協力などを通じて事業化連携方策も模索する予定である。また、同事業に対する中小企業からのニーズは着実に増加すると見られるため、関連予算を確保して支援を強化する予定である。

6. デザイン開発支援事業

産業財産政策局 地域産業財産課 工業事務官 ソ・テグァン

イ. 推進背景及び概要

最近消費者のニーズが多様化し、価格、機能など伝統的な価値より差別化されたイメージやデザインなどが消費者の製品選択の際に重要な要因となっている。しかし、大半の中小企業は専門人材及び資金の不足、権利化に対する認識不足などで独自デザインなどを開発して使用することは困難な状況である。

デザイン開発支援事業はこのようなニーズを積極的に解決するため、中小企業にデザイン開発を支援して権利化を推進することで中小企業の知的財産競争力を強化するため2010年度からスタートした。

ロ. 主要内容及び成果

デザイン開発支援事業の目的は中小企業にデザイン関連の専門コンサルティングを行うと同時に、デザイン開発を通じて知的財産権を創出することで、中小企業のデザイン競争力を強化することである。

同事業は地方自治体と特許庁が予算を半分ずつ負担(50:50マッチング)することで

事業に対する効果と責任を担保し、地域別特性に合わせた事業支援を通じて地域の中小企業に知的財産創出に向けて実質的に役立てるよう努めている。

デザイン開発支援事業は製品デザイン開発、包装デザイン開発、デザインマップに分けられる。製品デザインは一般的な産業デザイン領域に該当し、製品が持つ外形的な要素、即ち製品の形態と色彩、質感、材料などの研究を通じて造形性を高めることであり、製品の使い心地側面まで考慮してデザインすることまでを含む。包装デザインは一般的な視覚デザイン領域に該当し、消費者に商品を広報して購買意欲を高め、商品を安全に保護・運搬できる立体デザインの領域を意味する。デザインマップの場合、中小企業がデザインを制作する前にデザインマップを作成してデザイン開発戦略が樹立できるように支援し、デザインに対する体系の確立及び研究開発活用度の向上などデザイン経営戦略の多角的なインフラ構築のために支援する。各細部事業の支援単価は以下のとおりである。

＜表IV-1-21＞デザイン開発支援単価

	製品デザイン	包装デザイン	デザインマップ
支援単価	2,500万ウォン以内	1,500万ウォン以内	1,500万ウォン以内

＜表IV-1-22＞特許マップとデザインマップの違い

特許マップは特許技術に対するオーダーメイド型調査・分析を通じて研究・技術開発の方向提示及び特許活用戦略の樹立などのための資料提供を主な目的としている。一方、デザインマップはデザイン知的財産権情報を加工・分析して提供するデザイン情報インフラであり、登録デザインを対象にしたDBの検索、イメージマッピング、ポジショニングマッピング、統計分析機能を提供してインターネット公知デザインと市場におけるデザイン現状を通じて最新トレンド情報、技術デザイン情報などデザイン開発と研究及び戦略樹立を支援するのが主な目的である。

また、既存の外見中心のデザイン開発から脱し、技術と連携したデザイン開発を支

援するため、2012年からデザイン&特許融合支援事業を施行し、2012年8件、2014年19件を支援した。

2014年度のデザイン開発結果物は以下の図のとおりである。

<図IV-1-10>2014年度デザイン開発の結果物

製品デザイン		包装デザイン
		

ハ. 評価及び発展方向

デザイン開発支援事業はデザイン開発と知的財産の権利化に困難を感じている中小企業を対象にした事業であり、有望な中小企業の特許とともに強い知的財産権を保有する強小企業として育成する上で大きく貢献している。今後は単純な支援事業よりは企業の戦略的なマインドを高められるコンサルティング及びデザインマップの作成、複合知的財産権の創出が可能な融合支援などを拡大する計画であり、それを通じてブランド開発支援事業の支援効果が一層高まると期待している。

7. IPスター企業育成事業

産業財産政策局 地域産業財産課 工業事務官 ソ・テグァン

イ. 推進背景及び概要

知的財産を活用する経営戦略が企業の競争力を左右しており、特許など知的財産権を先取りした企業の紛争提起も増加傾向にある。大企業は知的財産専担組織を整え、

自社の特性に適した知的財産経営モデルを独自樹立して運営するなど知的財産基盤時代に着実に対応している。また、一部の中小・中堅企業の場合、積極的に知的財産権を確保して戦略的に確保した知的財産権を活用するなど知的財産経営を通じて持続的に成長している。

このように知的財産が企業の長期的な成長のための必須要件であるにも関わらず、大部分の中小企業の知的財産の重要性に対する認識は依然として不十分であるのが現状である。そこで特許庁は地域中小企業における知的財産の創出及び活用を強化するためにIPスター企業育成事業を導入・施行した。

ロ. 主要内容及び成果

IPスター企業育成事業は成長潜在力のある地域の有望中小企業を発掘して国内外での権利化、オーダーメイド型特許マップ、特許技術シミュレーション、ブランド・デザインの開発を集中支援し、地域知識財産センターのコンサルタントを通じてIP経営戦略コンサルティングを提供することで、該当企業が地域の代表的な企業として成長できるよう支援する事業である。

特許庁はIPスター企業育成事業を2010年度に導入して地域有望中小企業を支援しており、2014年まで計846社の地域有望中小企業を選定・支援した。

<表IV-1-23> IPスター企業育成事業の支援対象選定状況

	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年
選定	108	203	157	151	227

特許庁は地方自治体と協力して地域有望中小企業を選定し、支援対象として選定されるためにはIP-Spectrum評価、現場実査、対面審査という流れの厳しい審査過程を経なければならない。支援対象として選定された企業は年間最大7千万ウォン以内(3年間2億ウォン以内)で3年間知的財産権と関連する総合支援を受けることになる。2014年度の支援実績は以下のとおりである。

＜表Ⅳ－1－24＞2014年度支援実績

支援事業	支援件数
国内権利化	542
海外権利化	601
特許技術シミュレーション	114
オーダーメイド型特許マップ	153
ブランド(新規、リニューアル)開発	80
非英語圏ブランド開発	18
ブランド&デザイン融合	22
デザイン(製品、包装)開発	101
デザイン&特許融合	19

ハ. 評価及び発展方向

IPスター企業育成事業を通じて支援対象として選定された地域有望中小企業は売上高、雇用規模などで一般中小企業より高い成長率を記録している。2014年ソウル大学経済研究所が発表した内容によればIPスター企業育成事業で支援を受けた企業1社当たり売上高増加効果は41.6億ウォンと推定されている。今後IPスター企業育成事業を通じて韓国型強小企業を持続的に育成するための関連予算を拡大し、中小企業のIP関連要求を即時解決できるよう時宜を得た支援事業を導入する必要がある。

8. IP経営戦略コンサルティング

産業財産政策局 地域産業財産課 工業事務官 ソ・テグァン

イ. 推進背景及び概要

世界は伝統的な生産要素を重視していた産業化社会を経て、差別化された特許技術、強いブランド、独創的なデザインなど無形資産を付加価値創出の原動力とする知識基

盤社会に突入した。そこで米国は「Pro-Patent」のような特許重視政策を樹立し、日本は政府レベルで知的財産戦略本部を設置するなど、世界は自国の経済発展を目指して知的財産の創出・活用・保護政策を積極的に推進している。したがって、輸出を根幹としている韓国も企業が知的財産を経営に導入できるよう積極的に支援する必要がある。

最近知的財産が企業の全体価値において占める比重が増大し、また企業競争力に貢献する程度が大きくなるなど、企業の価値比重が固定資産及び金融資産からブランド、デザイン、ノウハウなどの知的財産に速いスピードで移動している。知的財産が企業経営に及ぼす影響が大きくなるにつれ、企業にとって知的財産基盤の経営土台が構築できる知的財産経営の重要性も増大している。

知的財産経営とはR&D活動などを通じて獲得した成果を排他的権利化を通じて資産化し、それを活用することで経済的な付加価値を創出するための戦略的な活動を意味する。知的財産経営の最終目的は企業経営の主な意思決定に知的財産を戦略的に活用することで企業の本質的な価値を高めることである。

韓国の大企業はこのような世界的な流れに歩調を合わせて、知財権を企業経営の1つの軸として活用する知的財産経営を本格的に導入したが、中小企業は認識、資金、人材などの不足で極めて消極的な対応をしている。

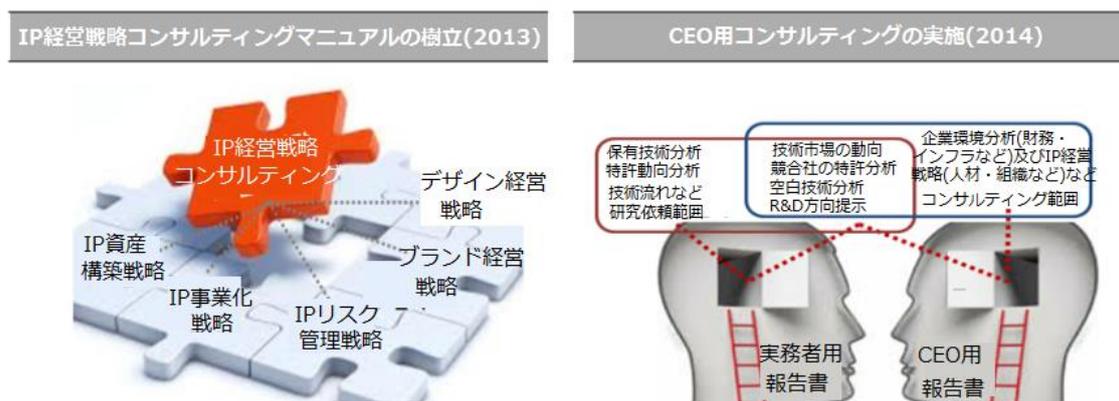
そこで、特許庁は国内中小企業の知的財産能力を強化するとともに、韓国経済の成長潜在力を拡大するため、IP経営戦略コンサルティングを2013年度に導入・実施した。

ロ. 主要内容及び成果

IP経営戦略コンサルティングは地域知識財産センターのコンサルタントが中小企業2～3社を専門的に担当して約8カ月にわたってコンサルティングを行う。2013年度に151社の中小企業を対象にIP経営戦略コンサルティングを実施し、2014年度には227社の中小企業を対象にIP経営戦略コンサルティングを実施した。また、2013年度には中

小企業のニーズを分析して優先して解決しなければならない5つの戦略モジュールを開発し、2014年度には企業経営者がIP経営活動に活用できるようにCEO向けのコンサルティングを実施した。

<図IV-1-11> IP経営戦略コンサルティングの方向



IP経営戦略コンサルティングのための基本モジュールにはIP資産構築戦略、IP事業化戦略、IPリスク管理戦略、ブランド経営戦略、デザイン経営戦略の5つがある。地域知識財産センターのコンサルタントは基本モジュールを基に企業のコンサルティング要求事項を反映して自由にコンサルティングを実施する。

基本モジュール別の主要内容は以下のとおりである。

IP資産構築戦略では企業の経営目標達成に寄与できるIP資産を構築するため、企業経営戦略を考慮したIP資産構築及び細部実行計画(ACTION PLAN)を提示する。

IP事業化戦略では企業が保有する技術を基に事業アイテムを発掘・開発し、それが実際企業の事業推進につながるように事業戦略を樹立・提示する。

IPリスク管理戦略では企業の持続的な事業運営の安定的な対応策を構築するため、保有しているIP 이슈と関連するリスク要素を把握して被害を最小限に抑えるための戦略及び基本実行計画を提示する。

ブランド経営戦略では企業及び製品のブランド要素を決定・管理することで企業及び製品イメージの構築など多様な要因を考慮して企業オーダーメイド型ブランド経営戦略を提示する。

デザイン経営戦略では大多数の有望な中小企業が技術競争力の確保に集中したあまり見逃しやすいデザイン経営戦略を樹立する課程を提示する。

2014年度には基本モジュールを基に中小企業のコンサルティングニーズを反映してコンサルティングを実施し、企業の財務観点、技術観点、組織観点での企業の現状を分析して多様な解決策を提示した。具体的に財務観点ではIP金融連携支援などを通じて企業の財務諸表の改善策を提示し、技術観点では先行IP分析を通じて新製品の開発及びIP創出戦略を提示し、組織観点では研究開発能力の強化に向けたIP専担組織の構成に対するコンサルティングを実施した。

ハ．評価及び発展方向

IP経営戦略コンサルティングを通じた中小企業知的財産経営基盤構築支援は中小企業が優秀な知的財産権を確保し、独自の知的財産権能力を強化することに貢献している。2014年末実施したアンケート調査によれば、コンサルティングの貢献度では92.3点、コンサルティング報告書の活用可否では93.2点を獲得した。

今後は企業からのニーズを反映したコンサルティングの方向設定と事後管理の好循環体系の構築を通じて知的財産経営成功モデルを創り出し、また有望な中小企業にオーダーメイド型コンサルティングを集中的に支援してIPスター企業として育成する計画である。

第2章 大学・公共研究機関の知的財産活用の促進

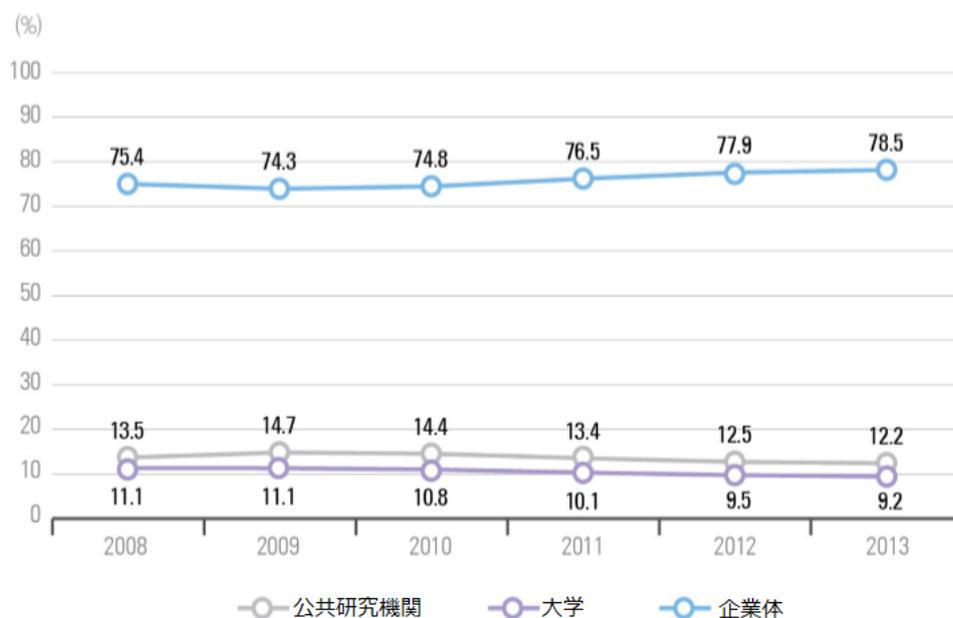
第1節 概観

産業財産政策局 産業財産活用課 行政事務官 ハ・ソンテ

知識基盤経済に変わったことによって世界各国は技術主導権を確保して国家競争力を維持するため、科学技術に莫大な資源を投じている。韓国も国家研究開発費を確保するために持続的に努力を傾け、2013年度韓国の総研究開発投資規模は世界6位(59.3兆ウォン)に拡大した。

一方、韓国の大学・公共研究機関は国家総R&D投資の21.4%を占め、博士級研究人材の79.3%を保有しているため、技術革新の主体としてのその潜在能力は極めて大きいと言える。

＜図IV-2-1＞韓国主体別研究開発費の比重(2013)



<図IV-2-2> 韓国の主体別・学位別研究員の分布 (2013)



* 出処：2013年度研究開発活動調査報告書(未来創造科学部・KISTEP、2014年2月発刊)

大学・公共研究機関の技術革新を通じて国家経済発展を成し遂げるためには、創出された優秀な研究成果を強い知的財産権として権利化し、産業界に効率的に移転・事業化させ、それを通じて発生した収益を再び研究開発に再投資する好循環体系の構築が必要である。

しかし、国内の大学・公共研究機関はその潜在能力に比べて研究成果を知的財産として創出・保護・活用する能力とインフラが不十分であるのが現状である。

そこで特許庁はこのような市場からのニーズに応えるため、2006年から大学・公共研究機関の知的財産に対する認識向上と特許管理体系の整備などを通じて知的財産インフラの構築と能力強化を支援するための「特許管理専門家派遣事業」を始めた。また、2010年からは有望な特許技術が死蔵されることを防止し、未活用特許技術の活用を促進するために「有望技術発掘及び特許事業化支援事業」を推進した。同時に、グローバルIPビジネスモデルの変化に共同対応し、ノウハウの共有と成果の拡散のため

に大学・公共研究機関間の協力ネットワーク構築を支援し、知的財産創出と技術移転・事業化を効率的に図るために産業界・金融界との協力ネットワークの育成を支援する「知的財産生態系活性化支援事業」を展開している。

第2節 大学・公共研の優秀特許創出・活用の促進

1. 特許経営専門家の派遣

産業財産政策局 産業財産活用課 行政事務官 ハ・ソンテ

イ. 推進背景及び概要

韓国の大学・公共研究機関の技術移転率は先進国に比べて大きな差はないが、R&D生産性(年間研究費支出対比年間技術料収入の比率)は1.36%で米国の4.31%に比べて1/3水準であり、極めて低い水準である。

<表IV-2-1>主要指標の国家間比較

	韓国	米国	カナダ	EU	日本
技術移転・事業化 専担及び支援人材(人)*	7.0	12.1	9.3	8.3	17.9
特許出願件数(年間)(A)	24,811	14,333	945	6,621	6,517
技術移転契約件数(年間)(B)	4,358	6,406	427	5,030	2,298
年間技術料収入(百万ドル)(C)	123.6	2,718.4	56.3	572.1	-
年間研究費支出(百万ドル)(D)	9,080.3	63,050.0	5,626.8	51,214.3	
年間技術移転率(%) (B/A)	17.6	44.7	45.2	76.0	35.3
研究生産性(%) (C/D)	1.36	4.31	1.00	1.12	-

* 出処：2014年(公共研究機関)技術移転・事業化調査分析資料集(産業通商資源部、KIAT)

国内の大学・公共研究機関における技術移転・事業化専担及び支援人材は7.0人で米国の12.1人に比べて大きく不足していることが分かり、技術移転の成果が不十分である主な理由は知的財産専門人材の不足とそれによる知的財産経営インフラの脆弱と推測できる。

そこで大学及び公共研究機関に知的財産分野に専門性を備えた特許経営専門家を派

遣して知的財産経営インフラの構築と能力強化を支援している。

ロ. 推進内容及び成果

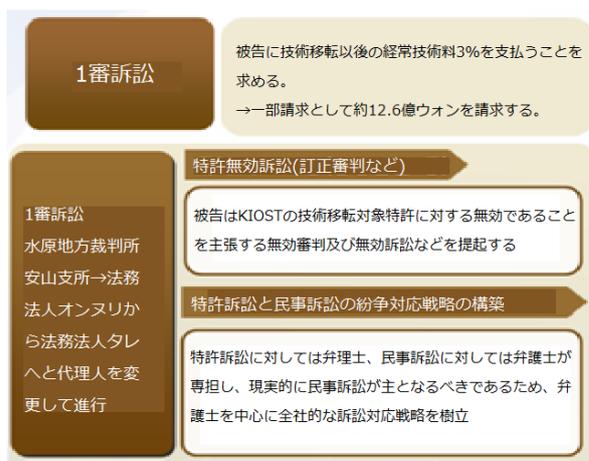
企業などで知識財産経営の経験が豊富な特許専門家を大学・公共研究機関に派遣し、関連規定の整備、知的財産権経営プロセスの標準化、特許ポートフォリオ戦略の樹立など多様な活動を通じて、大学・公共研究機関の状況に適した特許経営体系を構築し、セミナー及び説明会の開催、知的財産権相談及び諮問などを通して知識財産に対する認識と能力を高めることに貢献している。

2014年特許経営専門家の派遣を通じて相談及び諮問1,431件、セミナー及び説明会305件を実施し、技術移転665件、技術移転収入料17,055百万ウォンの成果を達成した。

< 図IV-2-3 > 「特許経営専門家派遣事業」の優秀事例

- ・ (機関名) 韓国海洋科学技術院(ユン○○ 特許経営専門家)
- ・ (成果) 公共技術移転企業の未納経常技術料徴収に対する嚆矢となる
- ・ (成果内容) 技術移転を通じて業界世界 4 位と急成長した企業(株テクロス)が経常技術料(移転技術売上高の 3%)の支払いを拒否したため、特許経営専門家の主導で訴訟を提起して勝訴し、技術料 12 億 6 千万ウォンを支払わせる。

< 技術料請求訴訟の進行状況 >



ハ. 評価及び発展方向

2006年から実施中である特許経営専門家派遣事業が安定化段階に入ったことで、2010年からは大学のみならず知的財産経営能力が不足している公共研究所まで支援対象を拡大した。

また、地域の産・学・研の人材プールを構築し、自治体、特許情報・事業家コンサルタント、企業などとの協力を通じて技術需要や技術移転関連情報の交流に積極的に取り組むことで大学・公共研究機関の技術移転及び事業家に多くの成果を上げている。

<図IV-2-4> 特許経営専門家の派遣状況(2006~2014年基準)



世界的に特許競争が過熱してその様子も複雑になり、大学・公共研究機関の知的財

産能力が高くなるにつれ、特許経営専門家の役割も既存のインフラ構築と能力強化中心から技術移転・事業化及びIP戦略樹立中心に拡大している。

今後は優れた知的財産能力を備えた機関と能力が足りない機関に対して機関別オーダーメイド型支援を推進するとともに、派遣専門家の能力も強化していく計画である。

2. 発明インタビュー及び知的財産事業化の支援

産業財産政策局 産業財産活用課 行政事務官 ハ・ソンテ

イ. 推進背景及び概要

2014年国内に存続している875,221件(外国人229,329件を含む)の特許権のうち大学・公共研究機関は約10%である93,534件を保有しているが、その活用率は32.1%(2013、知的財産活動実態調査報告書)程度で約70%が活用されていない状況である。その主な原因は特許を産業界活用目的ではなく研究実績などの業績評価のために出願する傾向、特許を質的に管理する体系の未定立、需要企業の発掘と技術マーケティングなど技術移転・事業化する上での能力不足などを挙げることができる。

韓・米科学者特許管理実態調査(2007、特許庁)によれば、特許出願の理由が米国の科学者の場合は研究実績12.0%、防御戦略34.8%、収益創出33.7%、その他19.5%で、主に収益創出が中心となっていることが分かる。一方、韓国の大学・公共研究機関の科学者は研究実績40.4%、防御戦略28.6%、収益創出21.8%、その他9.2%で、主に研究実績が中心となっていることが分かる。

また、発明届出件対比特許出願比率は韓国が95.9%(知的財産活動実態調査報告書、2012)で米国60.7%(US annual licensing activity survey、2011)、EU 53.0%(ASTP Survey、2011)に比べて遥かに高く、事業化が有望な技術の選別なく大半の発明を特許出願していることが分かった。

そこで、大学・公共研究機関研究者の発明に対して特許出願前の相談・審議・評価を通じて発明を補強し、事業化が有望な技術を中心に国内外の権利化と技術移転・事業化を推進できるように「発明インタビュー制」の運営を支援し、活用されていない優秀な特許技術の産業界における活用を促進するため「IP事業化支援」を推進している。

ロ. 推進内容及び成果

「発明インタビュー制」の運営を通じて出願前の発明段階の技術に対して外部専門家(IP専門家、技術専門家、市場専門家)が参加する発明相談・評価・補強を実施し、優秀発明の早期発掘を支援した。また、「IP事業化支援」を通じて大学・公共研究機関が保有している優秀特許技術を発掘し、特許分析、事業化戦略の樹立、特許補強、特許価値評価、需要技術の発掘及び技術マーケティングを支援した。

「発明インタビュー制」は30の大学・公共研究機関を支援し、計3,366件の発明届出件に対して発明等級審議と海外出願審議を実施した。その中で300件の発明に対して未承継決定を下し、1,166件(34.6%)の優秀技術(S、A級)を発掘した。また、優秀発明(S、A級)の中から22件の課題を選定して海外権利確保(PCT出願)を支援した。

<表IV-2-2>発明インタビューの支援内容

区分	発明等級審議						未承継及び保留
	全体	S級	A級	B級	C級	D級	
30機関	3,366件	143件	1,023件	1,502件	406件	292件	300件
	100%	4.2%	30.4%	44.6%	12.1%	8.7%	8.9%

また、「IP事業化支援」を通じて産学協力団及び技術移転専担部署が設置されている30の大学・公共研究機関が保有するIT・BT・NT・ETなど技術分野の有望特許の中から技術の動向及び完成度、商用化可能性、市場参入容易性及び産業への波及効果などが優れている有望特許技術36課題を戦略支援課題として選定し、特許戦略(補強、防御、ポートフォリオ)の提示、技術価値評価及び技術紹介書(SMK)の作成、技術マーケ

ティング支援などを通じて優秀な未活用特許が産業界に移転されるように支援した。特に、今年から出願段階の優秀発明または出願前の技術が発明インタビューを通じて事業性のあるものと評価された場合、翌年の2年目も事業化できるよう支援体系を変えて成果創出を図った。

<図IV-2-5> 「発明インタビュー及びIP事業化支援」の事業推進プロセス



<表IV-2-3> 2009～2014年技術移転・事業化の成果状況

(単位：件、百万ウォン)

区分	戦略課題数	技術事業化の成果								生産性 (%)	
		企業設立	技術移転					共同研究開発			計
			件数	技術料			件数	金額			
				先払い	経常	小計					
2009年	23	3	7	800	-	800	1	-	11	40	
2010年	79	3	22	938	2,244	3,182	6	-	31	159.1	
2011年	62	1	31	2,164	1,693	3,857	1	100	33	133.9	
2012年	65	-	28	2,994	1,000	3,994	3	248	31	128.1	
2013年	48	-	34	7,436	-	7,436	-	-	34	265.9	
2014年	36	-	32	8,380	-	8,380	1	-	33	382.0	

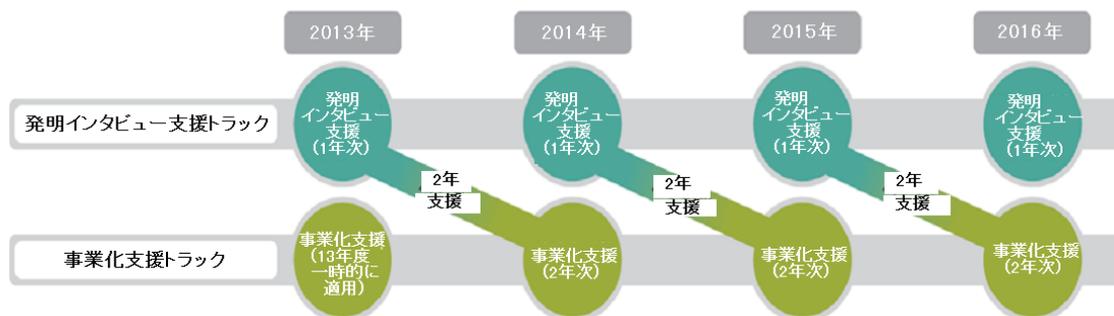
ハ. 評価及び発展方向

「発明インタビュー制」を通じて研究者の知財権に関する認識向上、不良発明の未承継または補強、発明の等級別差別化された特許管理戦略の樹立を支援し、特許管理

体系の品質を高め、発掘された有望技術に対しては特許事業化戦略を重点的に支援して優秀な技術移転・事業化成果を創出した。また、支援事業の効率性を改善するため2つの機関を対象に「発明インタビューの運営→海外権利の確保→有望技術の発掘→特許事業化」の統合支援を試験的に推進した。

また、大学・公共研究機関の研究開発の特性上、優秀発明の創出と発掘が下半期に集中して同年度に技術移転・事業化のための期間が足りなくなる現象を改善するため、1年目には「発明インタビュー制及び海外権利確保」を支援し、2年目には「有望技術の発掘及び特許事業化」を支援する2年連続支援の運営方を設け、十分な事業期間と連続性の確保を通じて支援事業の効果を最大に引き上げた。

＜図IV-2-6＞発明インタビュー及びIP事業化支援の2年統合運営プロセス



今後、産業界－学研界－金融界－官界の知的財産事業化に向けた協力ネットワークを強化し、研究開発段階から特許権利化及び移転段階、商用化段階、事業化段階まで有機的に連携するIP創出－活用の全周期的な支援システムを構築していく計画である。

＜図IV-2-7＞IP創出－活用の全周期的な支援システム



3. 知的財産生態系の活性化支援

産業財産政策局 産業財産活用課 行政事務官 ハ・ソンテ

イ. 推進背景及び概要

大学・公共研究機関が創出した優秀な知的財産が産業界で効果的に活用されるようにするためには、学研界(大学・公共研究機関)－産業界(企業)－金融界－政府機関など知的財産主体間の効率的な役割分担と有機的な協力が重要である。そこで、特許庁は公共知的財産の事業化を促進するため、産－学－金－官の協力ネットワークを強化するための「知的財産生態系活性化支援」を推進している。

<表IV-2-4> 知的財産事業化協力ネットワークの運営状況

主体	役割	主要内容
[学]	大学・公共研 特許技術 Pool 構築・活用支援	・「R&D IP 協議会」の運営 － 公共機関保有技術の共同活用支援事業の推進
[産]	企業 企業ニーズ Pool 構築・活用支援	・「ニーズマッチング協議体」の運営 － 企業の技術ニーズ説明会の開催
[金]	投資家 投資資本 Pool 構築・活用支援	・「知的財産投資協議会」の運営 － 知的財産投資説明会の開催

<図IV-2-8> 知的財産事業化協力ネットワークモデル



<図IV-2-9> 知的財産事業化協力ネットワークを通じた全周期的支援プロセス



ロ. 推進内容及び成果

グローバルIPビジネスモデルに共同対応し、大学・公共研究機関のR&D成果を強い知的財産として効果的に創出・活用できるよう、大学・公共研究機関の特許管理責任者で構成されたR&D IP協議会²⁷を未来創造部と共同で構成・運営している。

<図IV-2-10> R&D IP協議会の組織



R&D IP協議会は運営委員会・実務委員会など協議会組織の運営、R&D IP協議会フォーラム及び総会の開催、R&D IP協議会－国家科学技術委員会(知識財産専門委員会)共同ワークショップの開催などを通じて、産・学・研協力ネットワークの構築、制度改善に向けた対政府政策建議、大学・公共研究機関の技術移転・事業化支援などの役割を果たしている。

2011年から特許庁は教科部と共同で複数の大学・公共研究機関などが個別的に保有

²⁷ 2009年11月設立、2014年12月基準で大学68、公共(研)26、特別会員機関(投資資本1、研究機関7)8で計104の機関が会員として参加している。

している類似分野の特許技術を産業界で簡単に活用できるようにするため、特定技術テーマ別にパッケージングした特許ポートフォリオを構築して技術移転・事業化する「公共機関保有技術の共同活用支援事業」を推進した。

同事業は大学・公共研究機関のコンソシアム構成、核心技術の導出・製品分析、共同ポートフォリオの構築、技術移転マーケティングなどを支援するもので、2014年には45の大学・公共研究機関が参加する8件の共同ポートフォリオ課題を支援し、計7件（前払い技術料73.7億ウォン規模）の技術移転契約の成果を挙げた。

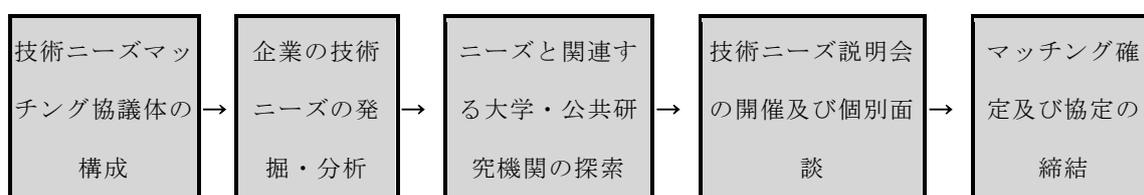
<表IV-2-5> 公共機関保有技術の共同活用支援事業における構築段階別支援事項

段階	戦略	所要期間	支援内容	備考
コンソシアム構成	機関間の コラボレーション	2週	面積特許指標の作成	課題 1段階
核心技術の導出	技術の実体把握	4週	機関別核心技術、研究者ピックアップ、研究者ミーティング	
製品・BM分析	企業の事業戦略、 技術ニーズ把握	6週	核心技術適用製品・BM分析、企業の事業戦略・技術ニーズを把握	
共同ポートフォリオの構築	技術間 パッケージング	4週	移転対象企業別共同ポートフォリオの提示	課題 2段階
マーケティング	技術移転交渉	24週	共同ポートフォリオの再構成、技術料算定作業の補強	

同時に、大学・公共研究機関の特許技術移転を受けたものの投資資金が確保できず、事業化に難航している企業を支援するため、ファンドオブファンズ特許アカウント運用会社などで構成された「知的財産投資協議会」を運営し、投資資本を誘致するための投資説明会を開催した。これを通じて2011年から2014年まで大学・公共研究機関の特許技術移転を受けた企業7社が121億ウォン規模の投資資金を誘致した。

また、企業の技術ニーズを基に大学・公共研究機関の特許技術を移転・事業化するため、技術ニーズマッチング協議体²⁸を構成(2012.9.)した。技術ニーズマッチング協議体を通じて企業の技術ニーズを発掘した後、それに適した大学・公共研究機関の特許技術をマッチングする「技術ニーズ説明会」を推進し、2014年18社の技術ニーズに対して21の大学・公共研究機関の特許技術34件とマッチングが行われ、技術移転・共同研究に対する交渉を進めている。

＜図IV-2-11＞技術ニーズ説明会の推進過程



ハ. 評価及び発展方向

「R&D IP協議会」の会員機関を中心に行われた「公共機関保有技術の共同活用支援事業」は多数の大学・公共研究機関が保有する技術を集めて産業界への移転・事業化を支援した成功事例と言える。すなわち、製品単位で特許ポートフォリオを構築・移転することで、企業としては製品の商用化が容易になるだけでなく、特許技術の活用可能性がさらに高くなり、新しい「公共技術事業化方法論」であるという評価を得ている。このような特許ポートフォリオの構築及び技術移転事業化方法論を大学・公共研究機関、企業など知的財産生態系の主体に持続的に拡散していく予定である。

また、技術ニーズマッチング協議体の運営を活性化することで企業の技術ニーズを導出し、需要に適した大学・公共研究機関の特許技術を連携する支援事業を拡大する予定である。同時に、大学・公共研究機関の特許技術を基に事業化する企業が安定的

²⁸ [技術事業化支援機関]京畿科学技術振興院、韓国ロボット産業振興院、韓国産学研協会、韓国研究財団、韓国知識財産戦略院、大韓貿易投資振興公社、大中小企業協力財団、韓国環境産業技術院、韓国保健産業振興院、韓国海洋科学技術振興院、農業技術実用化財団、国土交通科学技術振興院、韓国気象産業振興院、江陵科学産業振興院、[投資機関]インテレクチュアル・ディスカバリー、IP Cube Partners、デソン創業投資(株)、[技術供給機関]R&D IP協議会

に成長できるように投資資本の誘致支援も強化する計画である。

一方、2014年には大学・公共研究機関が保有している優秀な特許技術を中小企業に効率的に移転させて企業の競争力を強化するため、中小企業庁と共同で「特許技術移転ロードショー」を試験的に開催した。特許庁が大学・公共研究機関の優秀特許技術を発掘し、中小企業庁が需要企業を探索・発掘した後、共同で特許技術移転説明会を開催するイベントである。同イベントを通じて中小企業に移転された優秀特許技術に対して中小企業庁が「融・複合技術開発事業(移転技術課題)」を通じて製品化・商用化の支援を行い、特許庁は特許技術事業化に向けた投資資本との連携を支援する計画である。また、中小企業庁と共同で青年デザイン創業支援課題10分野を選定して所期の目的を達成した。このような省庁間の協力事業による持続的な活動を通じて知的財産生態系の活性化に向けた産・学・金・官の協力モデルを拡大していく予定である。

第3章 知的財産サービス産業の育成及び活用生態系の構築

第1節 概観

産業財産政策局 地域産業財産課 書記官 イ・ウンジョン

知的財産基盤の創造経済時代において知的財産の重要性はますます注目されつつある。企業経営において知的財産の比重が拡大され、高付加価値を創り出す企業の知的財産経営の重要性が増している。企業価値において無形資産の比重が急増していることから、知的財産の創出・活用・保護及びこれらを活用した経営戦略の樹立が企業の成敗を左右している。同時に地域知的財産の創出・保護・活用を通じた地域革新は地域の競争力を高めるための重要な手段として注目されており、国家競争力の強化における鍵となっている。

大企業は独自に知的財産経営戦略を構築して専門担当組織・人材を通じて対応しているが、中小企業は知的財産権に対する認識、予算及び人材不足などで戦略的な知的財産経営をうまく展開していない状況である。また、地域別の知的財産インフラも格差が大きく、地域間の格差問題も深刻である。そこで、中小企業の知的財産経営を支援するためのインフラとして知的財産サービス業を育成し、地域知識財産センターを通じて知的財産経営における問題の解決に積極的に取り組んでいる。

<表IV-3-1>大企業及び中小企業の知的財産経営の状況

(単位：件)

区分	担当組織の保有率	専担人材の保有率	平均専担人材数
大企業	85.6%	20.7%	4.2名
中小企業	65.3%	10.1%	2.1名

* 出所：2014年度知的財産活動実態調査、特許庁

＜表IV-3-2＞首都圏・非首都圏間知的財産創出の現状

区分	産業財産権(特許、実用新案、商標、デザイン)出願件数	比重
首都圏	270,533 件	68.6%
非首都圏	123,880 件	31.4%

※出処：2014年度地域別出願動向、特許庁内部資料、首都圏(ソウル、京畿、仁川)

企業が高品質の知的財産サービスを受けて知的財産競争力を備えていけるように知的財産サービス産業を育成している。市場規模が小さく、成長環境もまだ不足している知的財産サービス産業の成長基盤を構築するため、税金減免の推進など政府主導の支援を強化する一方、知的財産サービス業界が求める専門人材を養成・供給している。

2006年から特許庁と自治体が協力して運営している全国30の広域・基礎知識財産センターを通じて地域中小企業の知的財産の創出、活用能力強化支援を実施している。地域知識財産センターに常駐する特許・デザイン・ブランドの各知的財産分野別の専門コンサルタントを通じて知的財産分野で直面している悩みを相談し、必要な支援を提供している。地方自治体に国庫に相応する資金を投資(マッチング比率50:50)させることで事業に対する効果と責任を担保し、地域の特性に適した事業開発を通じて地域の個人発明家や中小企業に知的財産創出のための実質的な支援を提供している。

また、地域の知的財産権に対する認識向上及びIPインフラ構築のために住民、企業及び公務員を対象に知的財産権教育を展開しており、社会に出る前の若者に知的財産の重要性を教育するとともに認識を高めるために軍部隊を訪ねて軍兵士たちにIP教育を実施している。

＜表IV-3-3＞全国地域知識財産センターの状況

圏域名	知識財産センター名	圏域名	知識財産センター名
首都圏(6)	ソウル、京畿、京畿北部、仁川、水原、富川	東南圏(5)	釜山、蔚山、慶南、釜山南部、晋州
忠清圏(5)	忠南、大田、忠北、瑞山、忠州	江原圏(4)	江原、春川、太白、江陵

湖南圏(5)	全南、光州、全北、 順天、群山	濟州圏(1)	濟州
大慶圏(4)	大邱、慶北、龜尾、安東		

第2節 国内知的財産サービス産業の競争力強化支援

1. 知的財産サービス市場の需要拡大

産業財産政策局 産業財産活用課 行政事務官 イム・チェギ

イ. 推進背景及び概要

知的財産サービス産業とは知的財産の創出・保護・活用など企業・公共研究機関などの知的財産活動を支援する専門サービス業であり、調査分析、取引、評価、コンサルティング、翻訳、システム構築など伝統的な事業領域から管理・経営・金融など高付加価値分野へその領域が広がりつつある。

最近特許出願及び紛争などの増加によって海外では知的財産サービス産業が主要産業として浮上しているが、2013年基準で国内知的財産サービス産業の市場規模は約6,359億ウォン、雇用規模も約16,500人に過ぎないものと推定されている。このような市場規模は国内サービス業全体の売上高(1,428兆ウォン)の0.04%に過ぎない水準でまだ初期段階であり、関連企業も零細な水準である。

したがって、知的財産サービス産業が活性化すれば、国内の経済成長及び雇用創出にも寄与すると同時に、知的財産サービス産業を通じて高品質サービスが提供されれば、企業、大学、研究機関の知的財産競争力も高くなると予想される。

ロ. 推進内容及び成果

1) 知的財産サービス産業の支援根拠作り

特許庁は発明振興法を2014年1月に改正して知的財産サービス支援政策の推進根拠を作ると同時に、育成するための分野を具体化した。

2011年度に発表した「知的財産基本法」に知的財産サービス業を育成しなければならないという内容が盛り込まれた。しかし、法律が省庁全体を対象にマクロ的にアプローチして実質的に役立つことはできなかった。そこで、特許庁は知的財産サービス業育成施策を樹立して関連業務を行えるように発明振興法を改正することで、知的財産の主務省庁として支援政策を推進できる根拠を作った。

既存の法律上、知的財産サービス業は調査・分析過程において作られる情報を加工して財貨やサービスを創出するサービスだけを指したが、発明振興法の改正を通じて教育・相談・広報・金融・保険などの業務を含めることで知的財産サービスの先進化に向けた知的財産サービスの範囲を明確にした。

2) 知的財産サービス専門資格制度の施行

知的財産サービス分野における優秀な高級人材の識別体系を構築し、高級人材を持続的に養成するための基盤作りのため、売上高規模及び人材規模の大きい知的財産調査・分析と翻訳分野に対して専門資格制度を2013年から施行している。

<図IV-3-1> 資格制度の機能



知的財産検定試験の導入に関する研究委託の結果と知的財産問題銀行を基に知的財産教材を開発して特許事務所及び専門会社など知的財産サービス従事者たちに教育を実施するとともに、資格制度専門家会議を通じて細部検定運営・管理方案を樹立して知的財産調査分析士及び知的財産翻訳士資格検定試験を施行している。

<図IV-3-2> 教育実施及び資格検定試験の施行



3) 知的財産サービス産業の海外進出及び国内販路開拓支援

零細な国内の知的財産サービス企業の海外進出及び国内販路開拓を促進するため、海外の有名展示会と国内の主要R&D分野別セミナーにサービス企業が参加できるように支援している。

海外進出は個別企業の努力だけでは限界があるため、協議体である韓国知的財産サービス協会を通じて中国上海IP PORT展示会及び日本特許情報フェア&コンファレンスなど海外主要国の展示会への参加を支援しすることで、国内知的財産サービス企業を広報するとともに海外動向を把握する機会を提供した。

<図IV-3-3> 中国IP PORT展示会、日本特許情報フェア及びコンファレンス



また、ワールドITショー2014、Korea Exhibition 2014など国内主要産業分野別の知的財産関連展示会に国内知的財産サービス企業が参加できるように広報ブースの設置を支援し、企業・機関内の知的財産R&D関係者を対象に優秀な特許・商標DBとソリューション関連のカンファレンス及び医療、IT・SWなど分野別オーダーメイド型説明会を開催して新規顧客の誘致を誘導した。

<図IV-3-4>2014IP DB及びソリューションカンファレンスの開催



<図IV-3-5>ワールドITショー2014、IoT Korea Exhibition 2014



ハ. 評価及び発展方向

特許庁は零細な知的財産サービス産業を育成するため、具体的な法的根拠を設けると同時に知的財産調査・分析及び翻訳資格検定制度を施行することで知的財産サービス人材の能力向上を支援した。また、海外進出及び国内販路開拓の支援を通じて知的財産サービスに対する認識向上と需要活性化に寄与した。

しかし、国内の知的財産サービス産業はまだ初期市場段階であるために自発的な

需要が足りず、政府の積極的な支援が必要な状況である。したがって、特許庁は知的財産サービス業の競争力を強化するため、税制支援の根拠作り、サービスR&D推進、サービス企業投資ファンドの造成などより具体的で強化された支援政策を構築して推進する計画である。

2. 知的財産サービス企業の採用と連携した教育の拡大

産業財産政策局 産業財産活用課 行政事務官 イム・チェギ

イ. 推進背景及び概要

1) 推進背景及び概要

知的財産サービスは高度の専門知識と能力を備えた専門人材の確保が欠かせないが、初期段階である国内の知的財産サービス市場では知的財産サービス能力と専門技術知識を備えた専門人材の確保が難しく、知的財産サービス企業への就職を支援するための教育インフラが不十分な状況である。専門人材の不足及び人材養成体系の不在は知的財産サービス業界にとって大きなネックとなっており、知的財産サービス産業の競争力向上及びサービス品質向上のための優秀な人材の養成及び流入が必要な状況である。

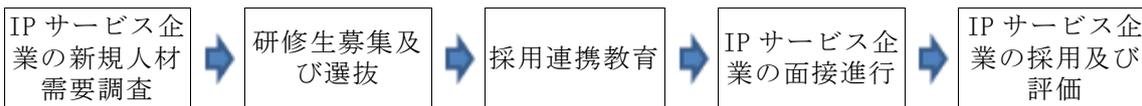
国内知的財産サービス関連企業を対象にした調査では全体の61.6%（2011年知的財産サービス業実態調査、特許庁）が政府の知的財産専門人材需給支援を必要としていることがわかった。そこで特許庁は知的財産サービス市場における専門人材の不足及び人材養成体系の不在という問題を解決するため、2011年から（2011年17人、2012年56人、2013年100人、2014年125人）採用連携教育支援を推進した。

2) 推進内容及び成果

特許庁は未就業大学生、R&D退職人材などを研修生として選抜して知的財産サービ

ス市場が求めている実務中心の教育を実施し、以後教育修了生が知的財産サービス企業に就業または創業できるように誘導することで、知的財産サービスの発展に寄与する専門人材を養成・支援している。

<図IV-3-6> 知的財産サービス採用連携教育のプロセス



(1) 教育広報及び研修生の選抜

全国の主要大学及び韓国特許戦略院、韓国特許情報院など関係機関との協力を通じて関連内容を掲載し、メールを配信することで教育広報を展開した。また、採用情報サイト及び就職関連コミュニティなどを通じて本教育の趣旨と内容を広報し、R&D退職人材を選抜するため、経歴の優れた科学技術者、研究開発特区支援本部などのホームページを活用した。

<図IV-3-7> 教育広報資料

창조경제시대 유망분야 지식재산(IP)서비스업에 취업하자!

이제는 취업보다 어떠한 분야에 취업 하느냐가 더 중요한 때입니다.
지식재산(IP)서비스업은 지식재산에 대한 전문적인 지식을 통해 기업·개인 등이 우수한 지식재산권을 창출·보호·활용할 수 있도록 지원하는 전문 서비스입니다.

- 20일(120시간)의 체계적인 교육 프로그램!
- 지식재산(IP) 산업분야 현장업무 수행이 가능한 실무 전문가 양성!
- 수료자 약 80% 지식재산(IP) 분야 취업!

지식재산서비스업 채용연계 교육 안내

교육 개요

- ① 교육 일정: 2014년 5월 12(월) ~ 6월 5(일) (주) / 2014년 5월 12(월) ~ 17(수) (120시간)
- ② 교육 장소: 행사/업협회 행사(카페)시설을 구유구 소재
- ③ 교육 대상: 대졸 미취업자를(예정)자 및 R&D특역 인력 (관련 교육 과정 이수자 및 이력서 주)
- ④ 추진 체계: 주최: 특허청
- ⑤ 수강료: 300,000원 (수료자 50% 환급) ※ 실제환급비율 150,000원
- ⑥ 신청 방법: 온라인 참가신청 (홈페이지: www.kipo.go.kr) ※ 4월 30일(수) 오후 6시까지 신청 가능

교육 내용

- ① 지식재산 및 관련 법제도 이해: 지식재산의 중요성, 특허/상표/디자인 등 관련 법제도, 특허 명세서 이해와 작성 실습
- ② 지식재산서비스 업무 이해와 실습: IP 번역/개제/인용업무 이해와 실습
- ③ 지식재산 정보 조사·분석 능력: 특허 DB의 이해와 활용, 검색 방법 이해와 실습, 검색 결과 분석의 이해와 실습
- ④ 직장인의 기본 교양: 직장 및 비즈니스 매너, 프리젠테이션 스킬 능력 향상

교육성 특선

- ▶ 관련 전문분야 취업지원
- ▶ 교육비 지원
- ▶ 중식 및 교재 제공
- ▶ 교육 수료자 네트워크 구성 및 지원
- ▶ 확인증/수료증 발급 및 우수 교육생 시상
- ▶ 수강료 50% 환급 (수료자에 한함)

2014년 교육현황

일련번호	교육시기	교육인원	모집시기	
1	7월차	1,441 05명	30명	*14년 03~04월
2	8월차	1,441 07명	49명	*14년 05월
3	9월차	1,441 10명	42명	*14년 09월

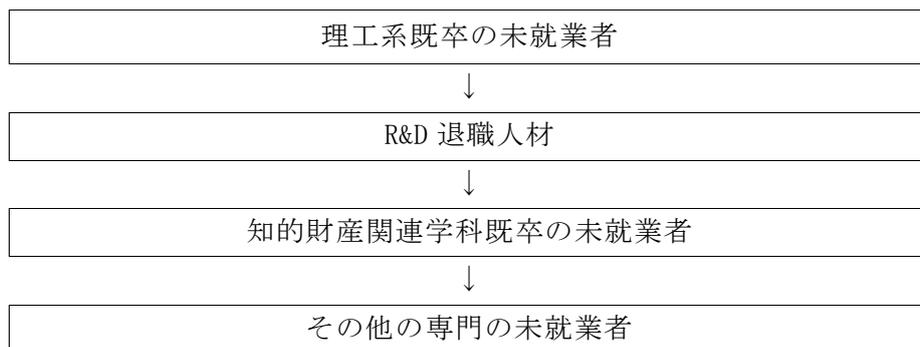
* 위 내용은 사정에 따라 변경 될 수 있음

"지식재산 업무 수행의 기본 능력을 갖춘 전문인력 양성"

특허청 T 042) 481-8780 E lim3927@korea.kr

第1回目52人、第2回目77人、第3回目は93人が教育を申し込んだが、教育趣旨に適合する研修生を選抜するため、知的財産サービス市場で好まれる理工系専門の人たちを優先して第1回目36人、第2回目54人、第3回目36人で計126人の研修生を選抜した。

<図IV-3-8> 研修生選抜の優先順位



(2) 知的財産教育の実施

主な教育内容は知的財産制度、調査・分析、翻訳、コンサルティング、取引で構成し、知的財産サービス業に必要な全般的な内容を習得させ、採用支援教育であることを踏まえて研修生が就職した後に必要な職場及びビジネスマナー、プレゼンテーションスキルなどの内容を教育課程として構成し、実際就職に役立てるようにした。

<図IV-3-9> 「IP分析の概要及びIP定量分析準備作業の実習」教材

第1回目教育は5月に、第2回目教育は8月に、第3回目教育は10月に其々20日間(1日6時間、計120時間)行われ、研修生126人のうち125人が修了した。

研修生の性別は女性(69人)が男性(57人)に比べて約1.2倍多く、ソウル及び首都圏に居住する研修生が大半(92人、73%)を占めたが、その他にも忠南、慶南など様々な地域(34人、27%)から参加し、研修生の年齢は25～29歳が53%で最も多く、R&D退職人材など35歳以上の研修生も18%を占めた。

<図IV-3-10>教育授賞式及び修了式



(3) 知的財産サービス企業採用との連携

採用を希望する知的財産サービス企業を調査して研修生リストを公開し、1次書類審査を行った後に採用意思のある企業は教育2週目から面接を始め、教育終了後まで引き続き面接を行った。

<図IV-3-11>採用連携のプロセス



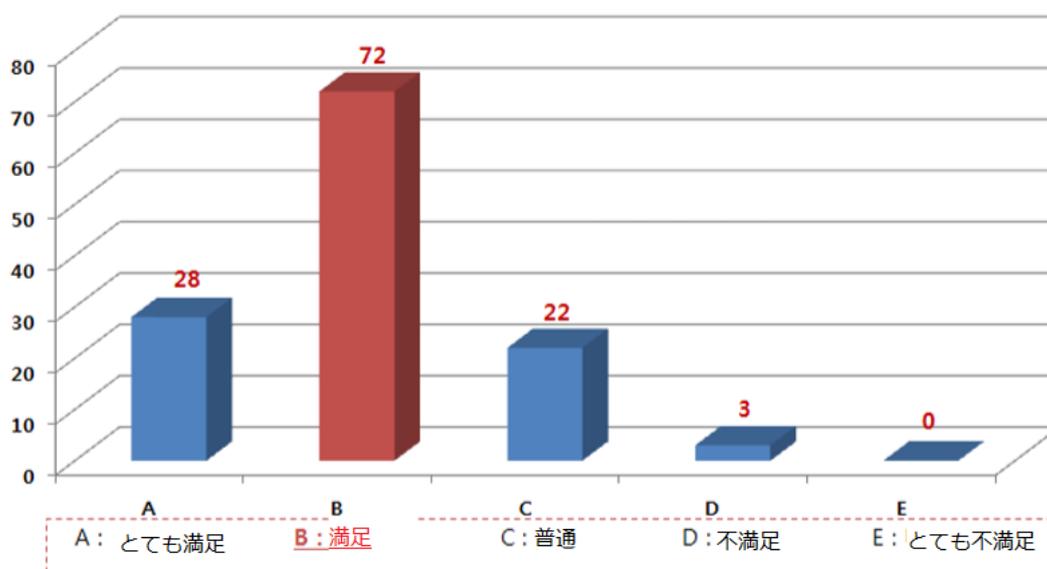
その結果、第1回目教育では30人(83.3%)、第2回目教育では45人(75.9%)、第3回目教育では18人(55%)の計93人(74%)が採用された。男性(43人採用)修了生よりは女

性(50人採用)修了生の方が約16%多く採用され、20代修了生の採用率が約60%を占めて30歳以上の修了生より多く採用された。

3) 評価及び発展方向

知的財産サービス採用連携教育に対するアンケート調査を行った結果、教育に80%が満足していることがわかった。特に、知的財産サービス業の多様な職務に対する理解と知的財産サービス業界という就職の方向を決める上で大いに役立ったという意見が多く、教育効果が非常に高いことを確認することができた。

<図IV-3-12>採用連携教育の満足度



但し、2013年に行った知的財産サービス業採用連携教育のアンケート調査の意見を反映して明細書の作成、調査・分析実習など実習時間の比重を増やしたにもかかわらず、現場実習及びチームプロジェクト課題の追加など理論よりは実習中心の授業に対するニーズが持続的に多く寄せられたため、今後教育運営において実務教育をさらに強化・運営する予定である。

知的財産サービス採用連携教育は教育満足度(80%)のみならず、採用連携率(就業

率74%)も高く、事業成果が大きいことがわかった。そこで特許庁は知的財産サービス人材の新規採用の需要を調査して採用連携教育を拡大し、知的財産サービス企業への採用連携とともに中小・ベンチャー企業に対する採用連携を同時に進めて専門人材の知的財産サービス市場への流入を拡大することで、知的財産サービス産業の競争力強化に貢献できるものと期待している。

第3節 地域における知的財産インフラの構築

1. 地域知識財産センターの運営及びIP創造Zoneの構築

産業財産政策局 地域産業財産課 行政事務官 シム・ボンス
地域産業財産課 工業事務官 チン・ジェヨン

イ. 推進背景及び概要

特許庁は地域知的財産の創出・活用の戦略拠点として全国に「地域知識財産センター」を設置・運営している。地域知識財産センターは1978年から特許資料の利用を目的として15の市・道商工会議所を指定・運営していた「地方特許資料閲覧所」にその原点がある。2000年に同閲覧所を「地域特許情報支援センター」に改編し、特許情報サービス及び知的財産権関連の相談などを提供した。また、2004年1月に再び改編を行い、地域知識財産センターとして機能を強化し、地域の特性とニーズに合わせたオーダーメイド型サービスを提供している。

2014年12月末基準で全国に30の地域知識財産センターを設置・運営している。そして、同センターを通じて知的財産権の総合相談、知的財産権の総合コンサルティング、出前知財権教育及び地域関係機関との多様な協力事業を展開している。

一方、2014年からは江原、光州、大邱、釜山など4つの地域の知識財産センターに「IP創造Zone」を設置し、予備創業者のアイデアに対する権利化・事業化を支援するプログラムを進めている。

ロ. 推進内容及び成果

特許庁は地方化時代を迎え、地域知識財産センターを地域の知的財産権創出支援のための総合インフラとして機能させ、地域の発明ムードを作り出すと同時に知的財産権創出の促進や積極的な活用を図ることで、地域の競争力強化を通じた地域経済の

発展と国家競争力の向上を図ることを目標に掲げている。

地域知識財産センターは特許、ブランド、デザインなど知的財産総合コンサルティング及び総合相談サービスを提供し、知的財産基盤を構築するための知的財産説明会及び教育課程を運営することで、顧客の近い場所で地域の知的財産権に対するニーズに応えることで顧客価値経営を実現している。

2006年本格的な自治体マッチング事業を始め、地域住民及び中小企業に対する知財権教育、特許情報総合コンサルティングなど様々な新規事業の開発と事業予算の拡大を通じて、地域における知的財産権創出の前進基地となった。2014年には特許事業化相談及びコンサルティング6,653件、ブランド2,563件、デザイン1,833件を実施し、地域における発明ムード作りのために発明振興イベントを26回開催した。

また、時間と人材、予算が不足している中小企業を対象に231回の出前知財権教育を実施するなど知的財産権総合支援体系の構築を通じたワンストップサービスを提供することで、地域知的財産権の創出・活用を促進して地域の経済活性化に貢献している。また、自治体との有機的な協力事業を推進して地域の特性に適した戦略的支援を強化している。

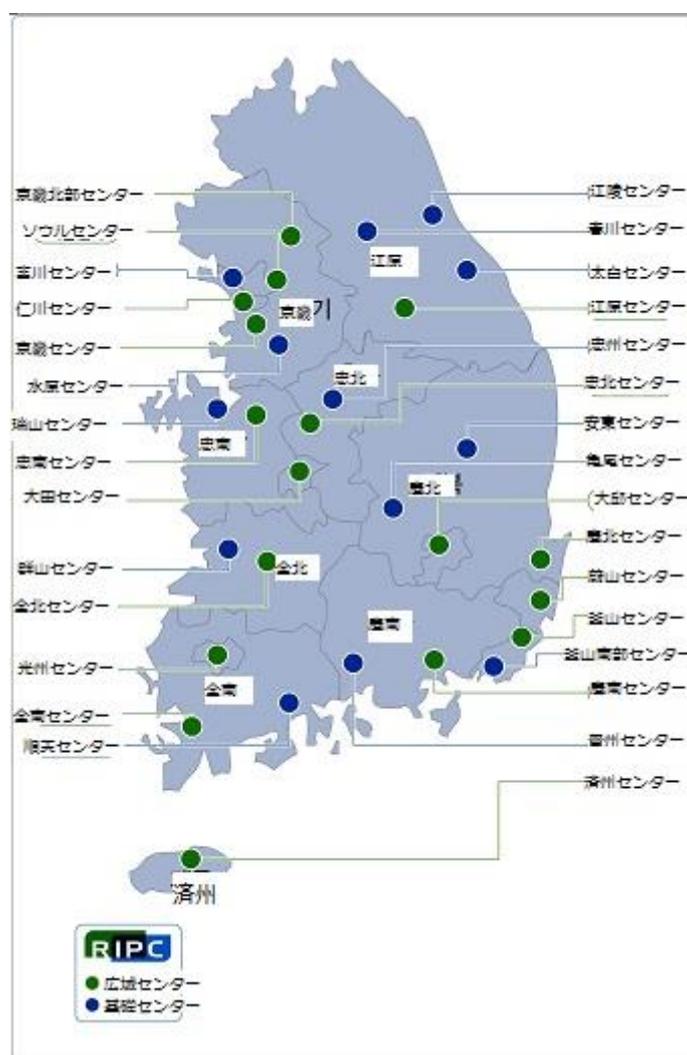
一方、「IP創造Zone」の段階別教育プログラムである創作教室 - 特許研究室 - 創業インキュベーターを通じてアイデア発想から特許出願、事業化連携支援を行っている。2014年に300人余りを教育し、27件のアイデアに対する特許出願を支援した。

ハ. 評価及び発展方向

特許庁は地域知識財産センターの機能を知的財産の創出支援から保護・活用はもちろん新知的財産権分野まで包括させ、知的財産基盤の中小企業支援拠点として育成する計画であり、そのために地域環境に適したオーダーメイド型知的財産政策の樹立を支援し、産・官・学界の参加を呼びかけられる地域機関との共同事業及び協力体系をさらに強化していく計画である。

また、IP創造Zoneを通じて発掘されたアイデアに対する創業及び事業化支援、創造経済革新センター予備創業者に対するIP教育及び権利化支援など創造経済革新センターとの業務協力を強化する予定である。そして、地域知識財産センターを地域のIP拠点機関として発展させるため、専門コンサルタント中心のIPコンサルティングを強化していく計画である。

<図IV-3-13> 地域知識財産センターの状況



<表IV-3-4> 地域知識財産センターの設置運営状況

No	センター名	運営機関	連絡先	登録日	住所
1	ソウル知識財産センター	ソウル産業振興院	02)2222-3860	2009.2	ソウル市麻浦区ワールドカップ北路400ソウル産業振興院1F

2014年度知的財産白書

2	京畿知識財産センター	京畿テクノパーク	031)500-3043	2003.10	京畿道安山市常緑区海岸路705
3	京畿北部知識財産センター	京畿北部商工会議所	031)853-7431	2010.2	京畿道議政府市楸洞路140
4	仁川知識財産センター	仁川商工会議所	032)810-2882	2001.7	仁川広域市南東区ウンボン路60番ギル46
5	江原知識財産センター	江原道産業経済振興院	033)749-3327	2001.7	江原道原州市好楮路47
6	忠南知識財産センター	忠南北部商工会議所	041)558-5706	2001.7	忠南天安市西北区広場路215
7	全南知識財産センター	木浦商工会議所	061)242-8587	2005.7	全南務安郡三郷邑五龍3ギル2
8	光州知識財産センター	韓国発明振興会光州支部	062)954-3841	2001.7	光州光山区河南産団8番路177
9	全北知識財産センター	韓国発明振興会全北支部	063)252-9301	2014.3	全北全州市徳津区盤龍路110-5全北TP本部棟503号
10	済州知識財産センター	済州商工会議所	064)755-2554	2001.7	済州市チョンサ路1ギル18-4
11	大田知識財産センター	大田テクノパーク	042)930-8420	2003.10	大田市儒城区テクノ9路35
12	忠北知識財産センター	清州商工会議所	043)229-2732	2001.7	忠北清州市上党区北党路106
13	釜山知識財産センター	釜山テクノパーク	051)974-9076	2003.3	釜山市江西区科学産団1路60番ギル 32 釜山TP科学技術振興交流センター5F
14	蔚山知識財産センター	蔚山商工会議所	052)228-3087	2001.7	蔚山市南区トジッ路97
15	大邱知識財産センター	大邱商工会議所	053)242-8079	2001.7	大邱市東区東大邱路457
16	慶北知識財産センター	浦港商工会議所	054)274-5533	2001.7	慶北浦港市南区ポスコ大路333
17	慶南知識財産センター	昌原商工会議所	055)210-3085	2001.7	慶南昌原市義昌区中央大路166
18	水原知識財産センター	水原商工会議所	031)244-8321	2001.7	京畿道水原市長安区水城路311
19	富川知識財産センター	富川産業振興財団	070)7094-5483	2005.7	京畿道富川市遠美区平川路655富川TP401棟1503号
20	春川知識財産センター	韓国発明振興会江原支部	033)264-6580	2001.7	江原道春川市江原大学キル1、江原大学ボドゥム館403号
21	太白知識財産センター	太白商工会議所	033)552-4779	2005.11	江原道太白市黄池路188-1
22	江陵知識財産センター	江陵商工会議所	033)643-4413	2003.10	江原道江陵市総合運動場ギル88
23	瑞山知識財産センター	瑞山商工会議所	041)663-0041	2005.11	忠南瑞山市邑内3路28
24	忠州知識財産センター	忠州商工会議所	043)843-7005	2005.7	忠北忠州市ウトム路31
25	釜山南部知識財産センター	韓国発明振興会釜山支部	051)645-9683	2001.7	釜山市鎮区伽倻大路607セマウル会館6F
26	安東知識財産センター	安東商工会議所	054)859-3093	2005.11	慶北安東市祝祭場ギル240
27	亀尾知識財産センター	亀尾商工会議所	054)454-6613	2001.7	慶北亀尾市松亭大路120
28	晋州知識財産センター	晋州商工会議所	055)762-9411	2001.12	慶南晋州市東晋路255
29	順天知識財産センター	順天商工会議所	061)741-5411	2001.7	全南順川市長明路6

30	群山知識財産センター	韓国発明振興会全北支部 群山事務所	063)471-1284	2011. 3	全北群山市セ万金北路437セ万 金総合コンベンションセンタ ー2F
31	蔚山テクノパーク知識 財産センター(自立型 センター)	蔚山テクノパーク	052)219-8505	2014. 5	蔚山市中区ゾング路15(茶雲 洞)テクノパーク本部棟

* 蔚山テクノパーク知識財産センター：人件費、事業費の国費支援なく運営機関が自律的に運営する「自立型知識財産センター」を試験的に運営している。

2. 地域における知的財産権認識の向上

産業財産政策局 地域産業財産課 行政事務官 シン・ユルゴン
行政事務官 シム・ボンス

イ. 地域知的財産フォーラムの開催

1) 推進背景及び概要

特許庁は2006年から広域自治体と共同で地域の知財権状況に対して議論する地域巡回知財権フォーラムを開催することで、自治体及び知的財産関係機関の知財権認識を高める努力を持続的に展開している。特に、2014年には江原、大田、慶北安東、全北全州、忠南など計6つの広域市・道とともに地域知的財産フォーラムを開催し、自治体の首長、市・道議会の議長、国会議員など地方における政策りリーダー及び学会・経済界の専門家とともに地域が直面している懸案を知的財産の観点から分析し、解決方法などを議論する場を設けた。

2) 推進内容及び成果

地域知的財産フォーラムを通じて自治体が主導する知的財産条例制定の必要性を強調し、標準条例案も作成・普及した結果、仁川広域市が初めて「知的財産の振興に関する条例」を公布(2008. 8. 4)し、その後も全国の全ての広域自治体で知的財産条例を制定し、地域社会の知的財産に対する認識向上に大きく貢献している。

特に、2011年に制定された知識財産基本法によって市・道別知的財産施行計画の樹立が義務付けられたことを受け、2014年フォーラムは自治体の首長、国会議員、市議会議員、中小企業CEOなど地域の政策リーダーが共に知的財産に基づいた地域経済の発展戦略に関する議論を交わす場となった。このフォーラムを通じて特許庁は地域の知的財産現状に関する統計を分析・共有し、それに基づいて地域戦略産業と連携した知的財産戦略方向を共に議論して考える機会を提供した結果、地域現場から好評を得た。

＜表IV-3-5＞2014年地域知的財産フォーラムの開催日程

地域	開催時期	主要参加者	フォーラムのテーマ
江原	9. 2	江原道知事、江原道議会議員、春川市長、地域の国会議員など	江原 IP-Festival
大田	7. 5	大田市長、イ・サンミン国会法司委員長、中小企業人など	朝食会フォーラム、知的財産サービス産業の育成
慶北	11. 14	慶北部支社、キム・クァンリン国会情報委員長、安東市長など	伝統産業 IP 創造経済活性化方策
全北	11. 21	全北道知事、地域国会議員など	全羅北道農食品知的財産発展戦略
忠南	12. 5	忠南知事、地域国会議員、牙山市長など	忠南の知的財産活用戦略、知的財産才能シェアリング成果報告

3) 評価及び発展方向

特許庁の努力に地方自治体が応えた結果、2014年は地域知識財産フォーラムを通じて中央政府と広域自治体が知的財産の重要性を共有し、中央と地方間の知的財産政策協力に成功した。2015年は前年度の未開催地域、知的財産 이슈がある地域を中心に知的財産フォーラムを開催する予定である。これを通じて知的財産に対する理解を深め、中央と地域間の知的財産のビジョンと戦略を共有して実行を体系化すると同時に、地域住民一人一人が知的財産を理解・活用できるように取り組む計画である。

ロ. 地域知的財産政策協議会の開催

1) 推進背景及び概要

特許庁は2013年4月、17の広域自治体とともに地域知的財産政策の発掘及び知的財産に優しい政策を地方政府に広げる方策を模索するため「地域知的財産政策協議会」を新設した。

国家知的財産政策方向の共有及び中央・地方政府間、自治体間の政策協議を通じた政策シナジー効果の向上、地域間の知的財産格差問題の解決、地域知的財産の活性化を目指して、第1回協議会は2013年4月11日、第2回会議は2013年12月20日に政府大田庁舎で開催された。第3回協議会は2014年4月3日 済州で、第4回協議会は2014年12月12日政府大田庁舎で開催された。

2) 推進内容及び成果

2014年4月3日に開催された第3回地域知的財産政策協議会では17の広域自治体のチーム長及び事業担当など実務者たちが出席した。この協議会で地域センターの運営改善策、地域知識財産委員会の設置及び活性化に向けた協力、知的財産才能シェアリングの活性化協力、知的財産経営確認制度の広報などに対する協力事項を議論した。

同日議論された内容の中で円滑な地方費確保のために自治体予算作業の前に特許庁から仮内示(臨時通知)公文を早めに受け取りたいことや、事業協議の際に地域センターや発明振興会を経ずマッチングパートナーである特許庁と自治体担当者間の直接的なコミュニケーションが必要であるという意見に対しては年内に施行した。また、地域センター独自の能力を確保するためには独自の事業が必要で、IPスター企業を選定する際に特許長官名義の確認書が必要であり、役割の曖昧な国家知識財産委員会より地域の現状に適した実務者中心の協議会運営が効率的であるという案件は長期検討課題として推進することを決めた。

2014年12月12日開催された第4回地域知的財産政策協議会で特許庁は共有の機会を

持続的に設け、地域センター別の状況に適したIPスター企業数の調整が必要であり、地域センター間の重複支援防止のための方策などを提示した。自治体からの出席者たちも海外進出中小企業の知的財産権紛争コンサルティングなどの事業の拡大と国費、地方費精算結果の共有、知的財産振興院の設立要求(大田市)、自治体及び地域センター固有事業共有の必要性、コンサルタントの能力強化など多様な意見を提示し、国家と地域が知的財産政策に対してともに考える場として政策協議会が活用された。

3) 評価及び発展方向

知的財産政策に対する中央と地方の情報共有及び政策連携のために2013年初めて「地域知的財産政策協議会」を設立し、協議会を計4回開催した。創造経済生態系作りの核心である知的財産の創出・保護・活用体系の先進化政策を地方自治体と共に議論し、地域知識財産センターを中心に自治体との協力方策の模索及び地域知的財産認識の向上を図る、地域知的財産ガバナンス構築の第一歩と言える。

今後も特許庁は知的財産の創出・保護・活用体系の先進化、地域間知的財産不均衡の解消、地域知的財産の活性化に向けた知的財産行政サービスの提供を目指して自治体及び関係機関との知的財産政策協議会を年2回定例開催する計画である。

ハ. オーダーメイド型教育を通じた知的財産裾野の拡大

1) 推進背景及び概要

特許庁は中小企業の役職員、自治体公務員、予備創業者、学生など地域内の多様な層を対象に知的財産の重要性を認識させるため、地域知識財産センターを通じた知的財産教育事業を2004年から運営している。

2) 推進内容及び成果

2014年の1年間自治体公務員を対象に計77回(1,791人)の「公務員教育」を実施し、

一般人を対象に知的財産権制度の基礎、特許情報検索、電子出願及び知的財産権に対する認識教育を中心とする「一般教育」を計286回(12,154人参加)実施し、知的財産権の基礎から創出、権利化まで専門家を養成するための「集中教育」を計226回(4,382人)実施した。また、事前に教育希望企業との相談を通じて企業の役職員の知的財産水準を把握し、知的財産能力によるオーダーメイド型教育(出前知財権教育)を計231社の中小企業を対象に実施した。このように地域センターは地域内の多様な階層の人々が知的財産を理解して活用できるよう、知的財産に友好的な社会環境作りと知的財産の活用に対する裾野を広げてきた。

＜表Ⅳ-3-6＞知的財産権教育の状況

区分	2011	2012	2013	2014
出前知的財産権教育	3,780人 /176回	4,157人 /201回	4,676人 /286回	4,445人 /231回
知的財産権一般教育	14,792人 /398回	14,193人 /368回	13,413人 /346回	12,154人 /286回
知的財産権集中教育	4,146人 /129回	11,641人 /365回	8,173人 /284回	4,382人 /226回
自治体公務員の知的財産権教育	1,650人 /35回	1,956人 /34回	2,961人 /64回	1,791人 /77回

3) 評価及び発展方向

地域住民全体が創意的なアイデアを出して知的財産として実現し、さらには知的財産に基づいた創業を通じて成果を出す創造経済を実現させるためには、知的財産に対する理解が前提されなければならない。そこで特許庁は地域現場の最前線で需要階層別のオーダーメイド型教育を持続的に実施してきた。今後も教育機会の拡大と水準別プログラムの開発、専門教育の運営など多様な階層の積極的な参加を誘導するために持続的に努力する計画である。